

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第23回)会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 3 月 14 日 (金)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 6 時 23 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐 : 藏増 祐子 庁舎整備局主幹 : 宮崎 学 庁舎整備局主任 : 黒田 洋太 庁舎整備局専門監 : 前田喜代和 財産経営課主幹 : 福井 一朗 兼庁舎整備局主幹		
傍 聴 者	5 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後1時30分 開会

中西照典 委員長 時間になりましたので、庁舎整備に関する調査特別委員会第23回をただいまより始めます。前回、第22回のときに、それぞれのこの本庁舎に対する皆さんの考え方を表明していただきましたが、会派の代表ということでして、会派に持ち帰ってもう一度確認してきたいという意見がありましたので、今回、その意見を踏まえて、改めてそれぞれの意見を、この間しゃべられた以外にもあれば、申し出していただきたいし、それぞれの意見に対しての御質問があれば、なお一層深めていただきたいと思います。かつまた、それぞれの意見の中で執行部に聞かなければならないことがあれば、その点も質問していただければと思います。

まず、それぞれの持ち帰っていただいた意見について、各会派と相談されたと思いますが、それぞれの意見で何か違ったようなことがあったか、あれば、申し述べていただきたいと思います。なければ、それぞれの意見を深めていっていただけたらと思っております。

それでは、何か意見のある方おっしゃってください。

皆さん、それぞれ支持された意見がありまして、相手の意見、あるいは自分の意見も主張されることはもうないということでもありますか。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 持ち帰って会派で話し合ったことを、じゃあ、報告します。

まず、中間報告をどのようにしたらいいかっていうことは、多数決で何かを決めて出すべきではないと、そういう意見でまとまりました。それで、現本庁舎については当然使うと、使って耐震改修をするということです。

中西照典 委員長 そのほかありますか。

桑田委員。

桑田達也 委員 この前の特別委員会の主張の繰りかえしになるかもしれませんが、私どもとすれば、まず、この鳥取市の財政負担を考えれば、合併特例債をさらに活用するということになれば、やはりこの活用期限ということもあるわけですし、工期も限られてくる、そういった理由。また全体構想以外にさまざまな耐震改修案もあるのではないかという御意見もあったわけですが、それを新たに、これからこの特別委員会に示されて、そして私たちが議論を深めていく、その新たな4案以外にですね、そうした時間は現実的でないのではないかという点。それから、私たちのこの議会の任期ということも考えれば、やはりこの9月議会までには、一定の方向性を特別委員会として示す方向、この責任もある、それを考えれば、いつまでも堂々めぐりの議論を繰り返すわけにはいかないし、当初、特別委員長もおっしゃったように、まずはこの議会会期内に中間報告を委員長として報告をいただいて、次のステージに移ることが、最も市民の負託に応える最善の議会として責任ある態度ではないかというふうに考えます。

中西照典 委員長 そのほかに。

有松委員。

有松数紀 委員 基本的に私も、前回述べましたように、今、桑田委員が言われたように、合併特例債を使っの事業ということを考えれば、現本庁舎を使う、あるいは新築に、いずれの考

え方にしても、時間的にはもう後がない状況があるということを考えると、今会期中、2月会期中の中で中間報告として、今、執行部が提案しておられる4案の中で、大別すれば現本庁舎を使う考え方、あるいはもう一つの考え方として新築という考え方がある方向の中で、やはりいずれかに絞ってまた次の議論を進めていくべきだというふうに私も思っております。

中西照典 委員長 そのほかにはどうですか。

下村委員。

下村佳弘 委員 改めて、会派として話し合ったわけではないのですが、会派の考え方としては、やはり本庁舎の現状を見れば、現本庁舎を使うという選択肢はないのだということです。また、そうなれば場所の問題も当然あるわけですが、3分の2という縛りがある以上、今、新築をするのに市民病院の跡と、今すぐにいうことはできないという立場です。どちらにしても、もう23回も特別委員会を重ねて、この特別委員会ができたのも去年の1月ですか、もうかなりたっておりますし、皆さん聞いておられると思いますので、この最終報告まであと6カ月しかない中で、中間報告やらないと、それこそ議会に対する信頼は完全に失われるというふうに思いますので、そういうふうな取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

中西照典 委員長 では、橋尾委員。

橋尾泰博 委員 結のほうの考えを申し上げたいと思います。結は前回も申し上げましたように、住民投票にかけた耐震改修及び一部増築案、これを基本として物事を検討していくべきであろうと。その根拠は、議会で方向性が出せないという現実と直面をし、そして最終の判断を住民投票という形で、市民の方に判断を委ねた、その結果に基づいて今日まで来ておりますので、まず、大原則として耐震改修及び増築案を軸に検討を進めていくべきと。

それと、今回、中間報告ということで、こうして何回も臨時の特別委員会を招集し、議論しておるのですが、最終報告という形にはならんわけですので、まだまだやっぱり議論が尽くされてない部分がある。そして、全員で合意がとれた分については、中間報告に盛り込むべきだとは思いますが、その方向性と、皆さんがおっしゃるとるわけですが、どこまでの合意がとれるのか、これからの議論だと思いますけれども、最終議論をして、これという合意がとれない部分については、前回の各委員の皆さんのお話を聞かせていただいても、耐震改修及び増築案を支持される方、それから市立病院のほうに新築移転を支持される方、それから現在地での新築を主張される方、やはり3つの意見が出てきておるという状況ですから、それが一本化できないこのたびの議会の報告ということになれば、二論併記あるいは三論併記という表現もあり得るのではないかと。中間報告と最終報告の意味合いというか、重みというか、やっぱりそこら辺は我々議員もよく議論して合意をとっていきたいと、このように思っております。

中西照典 委員長 はい、寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私は、前回の委員会で申し述べましたとおり、新築のほうがいいということで、耐震改修というのは非常に無理があるということを申し上げました。それで、この5つの方針がありますけど、防災機能、市民サービス、庁舎機能の適切な配置、あと活力ある魅力あるまちづくり、費用の抑制というのがありましたけど、会派でそういう方向が出とるのですが、

私個人としまして、けさの地震、2時ごろの、これ震度3だったわけですけど、非常に危機感を持たなければということをおもっています。といいますのが、これが震度4でしたら、庁舎は警備の体制ですね、対策本部、かなり300名、400名から全部出るということがあります職員、非常に職員は、いざ家庭のことよりも、まず市に出て、市民のために一生懸命働かないといけんということです、把握とか、いろいろ現状とか。そういうことがありますし、そういう危機感を持って、今の現状で持たないということがありますので、その面で防災機能の拠点というのが出ていますよ、防災機能の強化。それは非常に大切だと思いますので、ほんの一刻も猶予はないと思います。安気に構えるのではなしに、現在危ないということで危機感を持ってもらって、何が一番正しいのか、市民のために何がいいのか、これは市民のためでもあるわけですから、職員が頑張ることによって、その一体となるということもありますので、消防、自衛隊、それも含めて今回でもきちっと方針を決めるべきだと思います。

中西照典 委員長 そのほか。

棕田さん、どうですか、いい。

じゃあ、橋尾さん、はいどうぞ。

橋尾泰博 委員 寺坂委員のお話を聞かせていただいたら、反論するつもりはないのですが、やはり、この特別委員会のメンバー皆さんがやはりこの市庁舎問題は早く解決をしないかという認識は皆さん一緒です。皆さん、危機感を持って取り組んでおられる。その中で、この今日までの経過を踏まえれば、やはり市民の皆さんの判断はいただいているわけですから、市民の皆さんの意見を聞く中で、やっぱり市民の皆さんが御納得いただける耐震改修及び増築案がどういう形で実現できるのか、その具体の議論をするべきであろうというふうに思います。その中で、今までの経過を踏まえた上で、やはり新築移転を主張されるということになれば、やはり住民投票をかける前の新築か、耐震かという本当にもとに戻るような議論になるような私は気がしております。やはり、委員の皆さんの認識は一緒だと思いますので、やはり方向づけをきちとしたほうがいいと思います。

中西照典 委員長 議員間討議になるのですか、意見ですか。

意見ですね、いや、討議、はい。じゃあ、議員間討議これから行いたいと思います、よろしいですか。

では、桑田委員。

桑田達也 委員 先ほど、橋尾委員は最終報告にまでなかなかこの特別委員会の溝が深まらない中で、最終報告まで導くことはなかなか難しいのではないかと状況の中で、この中間報告は、この2案、3案ある中でその二論併記、三論併記ということが中間報告としてはふさわしいのではないかと、先ほど述べられたわけですが、私は橋尾委員が先ほどもおっしゃられたように、スピーディーにこの市庁舎問題の解決を図らないといけないうきに、中間報告自体が両論併記のようなことで、またこの次の議会に持ち越しになっていくと、休会中の委員会開催もありますけども、いつまでたってもこの平行線の状況で私たちの任期を終えるわけには絶対いらない、私はそういうふうに考えておりますので、この中間報告については、一定の結論を持って次のステージに臨む、これがやはりこの市庁舎問題を市民に議会として責任を持って

示す、そういうことだと思いますから、私は、橋尾委員が言われた二論なり、三論併記というような中間報告というのはあり得ない、こういうふうに思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 私は、今の状況を考えたときに現実的にそうならざるを得ない可能性もあるよと、だから決して結論を導き出さないなんてことを私は思っていませんよ。議論して、合意がとれるものがあれば、それは報告すればいいけども、できないものまで報告はできんわけだから、そういう状況になったら、この間の特別委員会でもそうですけども、3つの案が出てきたと私は受けとめております。それが、その今の3つが2つになり、2つが1つになる。例えば、きょうの特別委員会と、あとこの議会で予定されているのが17日の特別委員会と分科会ですか、そういう状況の中でやはりこの溝を本当に埋められるのかなという思いがするので、ちょっと先走ったような発言だったかもわかりませんが、まとめたのは皆さんと一緒にですよ。ただ、現実の問題として、これだけ、いまだに耐震改修及び現在地での工法と、それから市立病院との適地というような議論をいまだにやっている、その状況で本当にきちとした報告が、一定の方向性を出して、次のステップに行きたい、それは私だって一緒ですよ。だけど、現実的にそこまで進むか進まないかわからない状況だから、もしそういう状況になったら、そういう取りまとめも一つの選択肢の一つではないかということを申し上げたのであってね、そこがどうもちょっと違って受け取られているような気がするので、そのことを確認の意味で申し上げます。

中西照典 委員長 ちょっと一つ言っておきます。

私は、あくまでこの本庁舎を改修するのか、あるいは本庁舎を改修するよりもやはり新築するのがよいのかというところでの話をずっとお願いしてきたところであります。そのことを踏まえての意見として。

はい、桑田委員。

桑田達也 委員 この本庁舎を耐震改修にするのか、新築をするのかと、場所はともかくですね。いうことであれば、私は当然ながら、この新築、さらには新築移転、整備案1ということはずっとかねてから申し上げているところですけども。先ほど、橋尾委員のお話の中、またこれまでは伊藤委員の中からも出ましたが、やはりこの特別委員会の中で合意形成を図る、また全会一致という話も出てくるわけですけども、私は議会というのは、一定の審議を尽くした後はやはり結論を導いていかないといけない、いつまでもだらだと、この表現はおかしいかもしれませんが、平行線のまま続いていくという姿が、果たして市民にとってどうなのか。今、まさに先ほど寺坂委員ありましたけども、昨日の地震にしても、多くの市民が不安に思っている、また、この庁舎の中で職員の皆さんも仮眠もとれないような状況の中で、本当に汗を流していただいている。そうした庁舎の現状を考えたときに、議会がいつまでもやはりこの議論をずっと先延ばしにしていくというのは、私は市民にとっても、また職員の皆さんにとっても不幸な出来事だろうと思いますので、合意を図らなければ、合意を見なければ物事が進まないとか、全会一致という考え方は、私は議会には、特にこの特別委員会にはやはりふさわしくない、一定の議論のあった後は、やはり採決によって、その方向性を確認する、確かめていく、

方向性を出していく、私は当たり前のことだというふうに思います。

中西照典 委員長 はい、伊藤委員。

伊藤幾子 委員 私も、議会は、例えば執行部からいろんな議案が提案されて、それが必ず全会一致にならなくても、多数決で決めていきますよね。だから、桑田委員が言われたのはよくわかります。ただ、住民投票したんですもん、何回も言いますけど、住民投票したのですよ、市民に判断を委ねたわけですよ、議会ではもう決着つけないと、議会で結論だせない、ということでは住民投票したじゃないでしょうか。それをしたのに、今さら、前回、多数決は議会の宿命だって発言もありましたけど、それは通常のやり方はそうでしょうけど、今、この鳥取市が置かれている状況っていうのは、住民投票したっていうことがあるわけですから、私は桑田委員の言われていることは当てはまらないと思っています。

中西照典 委員長 はい、有松委員。

有松数紀 委員 ちょっと橋尾委員にお尋ねしたいと思いますけども、前回までのお話の中で3つの考え方が出てきたという発言を、先ほどされたと思いますけども、この3つの案というのは具体的にどういう案のことを示しておられるのでしょうかね、ちょっと。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 この間委員長のほうが、今の段階で皆さんがこの整備案について、どういうお考え方をされておるのかということで、お話を各委員に聞かれました。私が聞かせていただいて、私はこのように受け取っております。市立病院跡地に新築移転を支持される委員の方、それから現在地での新築を支持される方、それから住民投票にかけた耐震改修及び一部増築案、これを支持される考えの方、この三通りの意見があったというふうに私は受けとめております。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 意見としてはそういう流れがあったかもしれませんが、各委員の考え方の中に、じゃあ、その4案といいますかね、現庁舎を使ってまた増築部分は市民病院跡地に増築をするという案が、4案にあったというふうに思いますけども、あの案も誰も否定されたというふうには私は思っておりませんし、現時点ではまだまだ絞り込みはできてないというふうな判断です。中間報告ということを見ると、この4案をいつまでも方向つけないで、中間報告も両論併記とか三論併記とかというような曖昧な状況の中で、最終報告、9月までには到底出することはできないと私は思っています。簡単に考えると先ほど言いましたように、現庁舎を耐震化するという考え方があります。そして、新築という考え方があります。もっと絞り込めば、実際に現庁舎を耐震化しようとするれば、もうことしの26年度4月からでも基本計画、実施計画に移っていかなければ、合併特例債を十分に使うことはできない状況も生まれてくるということ、前回説明を受けたわけですからね。2つの案を絞っていくというよりも、あくまでもこの現庁舎をどうするのかという議論でも詰めていく、その場に、私はこの中間報告という位置づけはあると思いますし、この一つの考え方すら決めていけないような特別委員会は何の意義があるのかなと私は思っています。ですから、最終的には新築をするとかどうのこうのを別にしても、この現本庁舎をどうするのかという議論を、少なくともこの中間報告の中では示すべきだと私は思っております。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 御意見ずっと聞いておりまして、まず一つは多分これは全員一致だと思うのは、私たちの議員の任期中に結論を出さないといけないと、その早い遅いはあっても任期中に出さないといけないと、こういうことですね。私も当然そう思います。そうしますと、新築移転ということになると、これは3分の2の議決がいるわけですね、現在の議会の客観的状況として、新築移転が認められる3分の2があるとは私は思えない。だとしますと、現時点で一步前に進めるとすれば、新築移転があるのかないのかということ、まず判断をして、その次のステップに進んでいく議論をしていくと、こういうことが必要なんじゃないですかね。前回申し上げましたが、新築かここをどうするかではなくて、新築移転でいけるのかいけないのか、これがまず第一歩だと思います。

中西照典 委員長 ちょっと待ってください。あくまで私は委員長として言っているのは、この本庁舎をまず考えましょう。この本庁舎を本当に耐震でいけるなら、それを主張してその理由を言ってください。ここを改修できなくて、新築がいいって言うなら、その理由を言ってくださいってことを私は言い続けています。そのそこだけは間違えないでください。

下村委員、はい。

下村佳弘 委員 やはり、また皆さんの議論が前の委員会と同じように戻ってしまうということになっているというふうに思います。私は執行部の出した1から4案というのではなくて、例えば新築と耐震ということで、今の庁舎を使い続けるかどうか、これを決めることによって4案が2案になる。また、場所について書くこともできる。これを審議することによって、またこれも4案が2案に絞れる、その辺までは何とか持っていけないのかなあというふうに、実際には思っています。その中で、次のステップが生まれてくるというふうなことで、今、新築か耐震か、あるいは場所もどうするかということの結論を出すような段階ではないし、これをじゃあ、どうですかっていうと、おのずから、今の委員会の状況からすれば、現地に新築するというふうなことになってしまうのですよね。そういうふうなとこまでまだ話がいてないですね、私はそう思うのですけど。そういうことを考えると、今まで議論してきた、先回が特にかなり深いところまで議論したと思っています。そういうことを正副委員長、やはりきょうどれだけ議論が深まるかわかりませんが、かなりの分が深まるじゃないか、あるいは深まったじゃないかと思うわけです。そうならば、正副委員長で中間報告の原案なるものをつくっていただいて、提示していただくというふうな作業をお願いしたいというふうに思いますけれども、どうでしょうかね。

中西照典 委員長 その前に、はい、棕田委員。

棕田昇一 委員 私のさっきの説明の仕方が悪かったでしょうか。新築移転なのか、耐震改修なのかを中間報告で取りまとめようと言ったのではなくて、新築移転ということで行くのか、そうではないのかということの判断を一步前に進めるということで行うとすべきではないですかと、このことを申し上げたのです。なぜかというと、私たち、ここは繰り返しになっちゃって恐縮ですが、私たちの任期中ってということになると、任期中に3分の2の議決が必要な案となる新築移転が議会で決まるというふうにはとても思えないと。そうすると、じゃあ、新築移

転がないとなったら、じゃあ、どのようにするのかっていうのはまさに次のステップの議論ということになるのではないかと。

委員長が先ほど、委員長は、私としては一貫してこういう議論をしてほしいというふうに言っているというふうにおっしゃいましたが、まさに私がよく言われるように、それはあなたの意見ですからと言われますけれど、委員長はそうっておられるけれど、その設定の仕方ということについて、私は問題があるのではないですかということを申し上げるとということです。
中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 椋田委員の言われる新築するのかどうなのか、移転するのかどうなのか、特別議決にまで踏み込んだお話、御意見だったわけですけども。まず、私はこの特別委員会で、この私たちが議論をしなくてはいけないのは、執行部から今示されている全体構想の素案について、この議論を深めていかななくてはならない。これまで、22回にわたって特別委員会を開催してきて、そして1案、2案、3案、4案、それぞれのメリット、デメリットを聞いてきたわけです、説明を受けてきたわけです。その上で、この執行部が最も良とする整備案1、新築移転が最も将来の鳥取市の庁舎、機能も含めて、市民にとって必要な庁舎機能を含めた建物としては整備案1だと。そういう御説明を受けているわけです。そうしたときに耐震改修を主張されるわけですが、橋尾委員にしても椋田委員といい。であるならば、じゃあ、もう一度前回の特別委員会のときにも、若干御意見はお伺いしたわけですけども、じゃあ、この4案以外の耐震改修の構想案のイメージといいますか、そういったことをどういうふうに持っていращるのか、橋尾委員は住民投票で示された耐震改修及び一部増築案なのだと、あのときの耐震改修案、あれがベストだというふうな御意見だったと思います。となるとこの4案には示されていない案という考え方だと思いますけど、それでいいですか。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 鳥取市が出してあるこの基本構想ですよ、現本庁舎はやっぱりI s 値が低いから、やっぱり耐震工事をやって、地震に強い建物にしようということで向かっていますよね。それで、市の推進本部が出してある現本庁舎に対しても耐震性にかけると、だけでも耐震補強を行うことで利用は、活用は可能だとなっているわけです。ただ、皆さんの考え方を聞かせてもらおうと、やはり建築してから何年もたっていて、今の現状を見ると、耐震改修しても二重投資になるのではないかとということで、新築移転ということを支持されておる、ねえ、ですよ。私は、耐震改修及び一部増築案というのは住民投票にかけた案で、それを支持された方が多い、だからそれを軸にして考えようと、我々が住民投票の条例案を決めたときにも、住民投票にかけた2号案、あれでも、中西委員長はその当時の座長をやっておられた、下村さんも副座長やっとなされた。よく覚えておられると思うけども、法に基づくものが出てきた場合は、その20億に上乗せをする、それから市民の皆さんから要望が出てきて、例えば、市民交流ホールでもつくってほしいってことが出たら、それも20億に上乗せをするということで住民投票にかけた工事費の3点セット、20億の工事費が出ているわけですよ。だから、1つの軸として、それを基本として考えていきたいと思います。だから、我々は耐震改修をすれば、県庁と同じようにやれば、やはり維持管理をきちっとすれば40年50年持たせられることは可能だというふう

我々は思っていますし、皆さん方はそれを否定されておる。その中でどうやって歩み寄るかという話だろうというふうに私は思っています、はい。

中西照典 委員長 いいですか、まず、私は委員長としてかなり前からこの庁舎を耐震改修するのか、そうじゃなしに建てかえるのかというのを言い続けてきて、きょう棕田委員は、その委員長の主張をただ一人の人間の、一個の意見と言われました、これ非常に委員長として当惑しております。皆さんに諮ればいいですか、そうすると。

棕田昇一 委員 私もずっと言い続けて……。

中西照典 委員長 いやいや、じゃあ、だから今僕が言っている、委員長としてまとめたい方向をもうずっと皆さんにできて、そのことに対してあんた一人の意見ですと言われる、委員会としてはそういう中で話が進んでいたのですよ。**(発言する者あり)**私がしゃべっています。で、それが、もしも違うなら、僕は諮りたいと思いますけど、どうですか、いいですか。**(発言する者あり)**

ちょっと待ってください。で、私がまず論点を整理するために、私があくまでもこの本庁舎を耐震改修するのか、あるいはそうではなしに新築をするのかという意見で皆さんに聞きたいと思えますし、皆さんはそれでよろしいですか。

まず、賛成の方は手を挙げてください。**(発言する者あり)**

いやいや、そうしないと委員長が進めたい方向を反対されていたらまとまりませんから、まずそれで、私は皆さんに諮っているわけです、よろしいですか、皆さん、手を挙げてください。**(発言する者あり)**

それじゃあ、下村委員。

下村佳弘 委員 その意見は、先ほど報告の中で、委員長が先回諮ってどうだったっていうことは、皆さんわかってらっしゃるわけですし、それから、皆さん承知しておられますよ。今さら手を挙げて……**(発言する者あり)**うん、確認することじゃないというふうに思いますね。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 委員長がそういうふうに言われた、特にここの建物の中を、全員で視察をしたあの会以降、特に委員長の進め方として進められてきたのはそうですけど、しかし、私たちはそれに対して、そういう前提での議論ということはしておりませんので、そのように申し上げたということです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 ちょっと戻ってしまいますけども、いいですか。今委員長が諮りかけられましたけども、はい。ちょっと橋尾委員が今までずっと言ってこられた2号案のね、20億8,000万というのはいろいろな機能とかそういったものに関しては、見込んだ額じゃないのだという表現でよろしいですね。そういう議論で3次は検証してきたはずではないのですよ。その提案された20億8,000万の中身がどうだったのかということを聞くに当たって、いながら工事ができる、あるいは駐車場も200台確保できる、いろいろ提案される中で工法的にそういうことでは200台確保できない、あるいはいながら工事でも地下の中が密室、何て言いますかね、狭隘といいますが、機械が寄せ集まったような状況の中で改修をしていくというようなことはできないと、こうい

う基本的なことができないから実現不可能だという結論に至ったわけですね、余分な、これからまだまだ議論をしなければいけない機能のあり方ということを含めて、その2号案が不十分だということで結論を出したわけではないのですよ。ですから、先ほどから言われている、橋尾委員が言われていること自体には私は大きな疑問を感じております。ただ、そういった中において、今の庁舎自体、何ていいますかね、時期がもうなくなってきておるのですよ、その新築どうのこうのという話よりも、現在の本庁舎自体の改修をするかしないかということを決めなければ、まさに合併特例債、これほど中身が本当に国のほうが手厚い負担をしてくれる、後で交付税措置をしてくれるような財源はないわけですね、これを効果的に本当に使うのであれば、この耐震改修、大きなこの現在本庁舎に本当に今必要なのかどうなのか、これを工事に投資していくのかどうなのかという、このことが一番急がれる結論だと私は思って、そろそろ委員長にも諮っていただきたいということをお願いしているし、委員長もそのことでこの本庁舎をどうするのかということをおっしゃいますから、私もその思いは十分理解した中で議論をおつもりです。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 耐震改修の工事であれ、合併特例債は使うということは前提ですよ、これはもうわかっている話、それで、その合併特例債が期限を越えて使えなくなる可能性がある、これはこの間、執行部が言いました。だけど、その期限内にできる方法もあるわけですよ、でしょう。あのね、日本設計さんがおっしゃったのは、基本設計、実施設計、工期入れて、三、四カ月幅を、余裕を見て4年半を出しているわけですよ。それが執行部から出てきたのは5年半になっているわけですよ。例えば、今やらないと耐震改修はもう間に合わないみたいな論法で言われるけども、私はできる方法はあると思っています。例えば、27年、28年に基本設計と実施設計、9年、30年、それから31年の秋まで、2年半かけて、31年の秋にはできるだろう、だから半年間余裕を見て、32年の3月まで、十分対応できるというふうに考えています。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 スタンダードな考え方でこの工事というのは計画されておるわけですよ。ですから、確かに橋尾委員が言われるように、少し期間がずれたから、やり方がつかない、合併特例債に間に合わないという論はわからないわけではないのですけども、それをするためには、別のまた大きな費用がかかってくるということが隠れているでしょう。これは橋尾委員も十分執行部の説明から理解しておられると思いますよ。当たり前にはできるはずはないのですよ、このスタンダードな工事、無理のない工事期間、これをとることによってコストも低く抑えることもできますけども、短縮しようとすればやはり無理がいくのですよ。工費も期間も、期間を縮めるために工費も高くなっていく、これも自然の原理ですよ。この部分を隠して、何でもいろんな工事があるじゃないかという言い方は、私は市民に対しては適切な言い方ではないと思いますね。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 3次の日本設計さんが報告書を取りまとめられたですけど、その報告書の内容を見ていただいたらわかると思いますけれども、決して、私はその工法に異論を唱えて別の工

法があるなんて、日本設計さんが、工事を新しい庁舎を建てる、それから引っ越しをする、それから免震工事に入る、そういうのも別に日本設計さんが仮庁舎が必要だとかって、そんな工法ではないですよ。ちゃんと回しながらの工法として4年半でできるという報告をされた。だから、そこはやっぱり日本設計さんの検証の報告書をよく読んでいただきたいと思う。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 橋尾委員、言われますけどね、日本設計の場合は文化財のほうまでは入ってないんです、工期的には。そのことまで触れてないですよ。(発言する者あり)いやいや、2年間、この前には文化財の調査があると、約2年間かかるということです。ですから、その2年間というのは何も工事はこちらでもできないという格好ですからね、こちらはそのままということですから。それから考えても、当然の、前の委員会ですか、専門監のほうも説明しましたが、その工期、実質何十何カ月といいますが、その辺もずっと言っていますのでね、それを含めた分で文化財等を含めればずっと全体的にずれるわけです。それを認識していただきたいと思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 あのね、寺坂委員言われること、そのまあ一つの理屈でしょう。日本設計さんがおっしゃっているのは、文化財調査をする2年間の間に基本設計、実施設計を併用してやればいいと、できますよという報告をまとめて出しておられるのであって、その文化財調査するときには工事は一切進められないという話ではないですよ。文化財調査をするということは、この場所で工事をするということを前提にしてやるわけでしょう。ていうことになる、入札の段取りだとか資材の調達だとか、準備期間だとか、そういうことも含めてやればできますよという報告書をいただいとるのであってね、その2年間何もできないということじゃないということを申し上げておきます。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 今の部分については専門的なことですので、この間、専門監のほうから1回説明があったと思うのですが、再度説明していただいたらどうですか。

中西照典 委員長 ちょっと、委員間討議の間ですけれども。

前田専門監、説明を。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 そういたしますと、日本設計の考えですけれども、まず基本設計を9カ月、実施設計を12カ月、発注準備が3カ月、それから工事4,430平米の工事が15カ月、その後、工事を半年間重ねて工事をするということで、その新しい庁舎の一部を本庁舎機能を移転、移動しながら改修工事を行うと、新しい建物ができたところは移転場所として使うということを考えながら工事をやっていって、改修工事が20カ月ということで全体で55カ月、4年7カ月かかるという計算です。ですから、日本設計さんの中で書いてあったのは、この工事の半年間の重なりはできれば安全面からでも、これはやめといたほうがいいという意見も重ねてつけ加えてありました。ということで、もし27年度にずれ込むようであれば、この工期もちょっと危ないなと、間に合わない可能性があるということでございます。以上です。

中西照典 委員長 前田専門監からの説明でした。

桑田委員。

桑田達也 委員 今、もう3次の特別委員会で示された日本設計のこの報告書にまでさかのぼって、工期の問題であるとか議論が進んでいるわけですけども。いずれにしても、この特別委員会で、私たちは、今プロジェクターに映っている市庁舎整備の5つの方針、これは確認をしているわけです。それぞれのこれから必要な庁舎の機能をこの本庁舎に整備をしていくという可能性というのは、橋尾委員が住民投票で示されたと言われる本庁舎の耐震改修及び一部増築案であっても、その当時は機能面についてまで言及をしていないわけです。そうした中で、市民にあの20億8,000万という建築費で住民投票をかけているわけです。そうした中で、3次の特別委員会で集中議論をし、日本設計の報告書というところに、いろんなところを変更しながら行ってきた結果、実現が困難だといわれているわけですね。それで、そういったことも踏まえて専門家委員会や、それぞれの執行部の推進本部において庁舎の機能面についても議論をした結果、耐震改修も含めてですよ、議論の俎上にのせて、そしてこの全体構想ができています。ですから、私はまず、この全体構想の中で、この構想の素案の中で私は議論を進めることが適当であるし、やはり先ほど委員長が言われた、新築、改修どうなのだと、改修を本当にこの本庁舎するのであれば、そのメリットはこの全体構想に照らして、本当にメリットをどこまで私たちが市民に対して説明ができるのか、そこを議論しなければ、これは進まないじゃないですか。この全体構想を離れているような意見を出しても、私は市民には理解していただけないし、一部増築案にしても、そういうイメージがあるかもしれませんが、機能面も含めて議論をすれば、最終的にはこの全体構想に示された2案ぐらいに行き着くのではないかなというふうに私は思うのですが、どうでしょうか。私はこれはもう何か、また堂々めぐりの議論が始まるのではないかと心配をしております。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 先ほども申し上げましたが、私たちの任期のうちに結論を見ようと思えば、新築移転案ということでは任期の間に結論を見えないじゃないですか。新築移転でというのは、執行部も私たち議員ももちろん、当然、承知しているところですが、市民の皆さんも3分の2の特別議決が必要だということは市民の皆さんにも周知されてきています。今、3分の2がないのに、新築移転案を決めても、これは結果、むしろ私たちの任期後に委ねることになってしまうわけでして、むしろ先送り、先延ばしになってしまうと。ですから、新築移転ということはないのだということで、じゃあ、どうしていくのだということの議論にいくのが、私は次の一歩に進んでいくことだと、このように考えております、それしかない。

中西照典 委員長 3分の2の、できないっていうその、これからどういうふうに人はかわっていく、議員がかわっていくか全くわからないわけです、ねえ、それを考える。それから、予算案は2分の1いるわけです。2分の1は確実にとれる案が本当であるのかないのかもあるわけです。ですから、これから何カ月もある中で、3分の2の多数議決ができないから云々ということは、やはりそういう議論は私は当たらないと思っています。

桑田委員。

桑田達也 委員 棕田委員、新築移転に対して確かに皆さんは反対をされ、今おっしゃったこの

特別議決を行使しようとしているわけですね。だけでも、その行使をするに当たっては、やはりそれなりに私は、議員として、会派としても、市民に説明に足るきちとした理論というものが必要だと思います、客観的な。今現状で耐震改修のメリットというものはどこにあるのか、この23回の特別委員会の中で種々議論をしてきましたけども、その答えというものを市民の皆さんは、このケーブルで中継されていますが、今皆さんのおっしゃっておられる耐震改修の理論を理解されるでしょうか。私は違うと思いますよ。そうしたときに、今、棕田委員が言われるように新築移転に反対をする議員もあるだろう、3分の2というものがある限り、新築移転はできないじゃないか、だから、11月の改選以降でもいいじゃないかと……（「違います」と呼ぶ者あり）違いますか、市長選以降でもと意見もありましたから、そうかなと私は思いましたけども。しかし、大事なことは将来にわたって市民に対して、この議会として、いろんな御意見があるでしょうから、3分の2の特別議決を行使する議員の方々もあると思いますけども、しかしながら、その上で市民に対して私たちが、どういうふうな将来的な庁舎のあり方ということを示していくのかということ、責任ある態度を私は示していくということが大事だというふうに思っていますからね。だから、新築移転というのに今から反対をすることが大前提で、3分の2が大前提でこの議論が進まないというのは、私はちょっとおかしいなというふうに思いますけどね。

中西照典 委員長 ちょっと待って。一番大事なものは、もう一度言いますよ、この建物を改修して使われるなら、何がその改修するには一番どの点が市民に訴えていいのか、あるいは、新築するのはどの点が改修よりよくないのか、逆もありますけど、そっちをもう少し掘り下げてくださいな。それを掘り下げてもらわないと、聞いている市民の方はまた堂々めぐりみたいになって、具体的にちょっと言ってもらったほうが、僕は、委員長としてはいいと思いますけど。

棕田委員。

棕田昇一 委員 先ほど、桑田委員のほうからありましたので、ちょっとそれについてだけ、それこそテレビ流れていますので、市民の方、誤解があったらいいから、私が改選後でいいのだと言ったのでなくて、意見違うかもしれませんが、私の言ったのは、新築移転ということになると3分の2の議決がいて、しかし、今の議会では3分の2ということにはならないであろうと、だとすると結果、新築移転ということで進めていくということは、それが仮に議会で認められるのは改選後になってしまうと、改選後に委ねることになってしまうと。だからこそ、私たちの任期内で結論を出していくということになれば、むしろ新築移転というのはないのだという上に立って次に進んでいかないと、任期内に結論を出していくということにならないじゃないですかというのが、私が申し上げたことの1つです。もう1点、特別議決の行使とおっしゃいましたが、行使という言葉はどういう意味でおっしゃっているかですけど、市民に誤解があってはいけませんので。私たちが行使する、しない以前の問題として、新築移転する場合には市役所の位置をどこに置くかということ、条例をもって定めなければならないという地方自治法という法律があるからということで特別議決が要るのだということを言っているのですね、何か私たちがそれを行使してどうこうしようという思惑があるかのような印象を市民に与えるような言い方は避けていただきたいと。新築移転するということになると、どこに

市役所を置くかという条例を定めなければならない。その条例については3分の2以上の賛成という特別議決が要るものだとすることを申し上げたということであります、それだけのことです。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 棕田委員が、その特別議決の件、言われるわけですけどね。今もおっしゃったわけですけども、新築移転を示した場合に、議会として3分の2がとれないのではないかという仮定に立って、この議論は私は進めるべきではないと思います。そうでなければ、私たちが市民に対して、確かな庁舎整備のあり方を議論をしているということにならないのですね。3分の2がとれないから、とれるから、とれないから、だから議論はどうなのだという、新築移転ができるかできないかを議論すべきだという意見には、私は納得できないですね。まず、行使ということを誰がするか、しないかは私はわかりません。けども、今、棕田委員の御意見だと、新築移転には、当然、反対の方もあって、3分の2がとれない可能性もあるでしょう、けども私たちは、その上でなお市民に対して、確かな庁舎整備のあり方、この庁舎整備によって、市民生活は安全・安心が確保できるのだという方向を一日も早く示すということが私たちの議会の責任であるわけで、その3分の2の特別議決がとれるかとれないかで、私はスタートをするということにはならないというふうに思います。ですから、新築移転という、今、整備案1で示されている、この執行部として示している、この最善のプランがどこがメリットがあるのか、また耐震改修についてはどこがメリットがあり、市民に対しては、どこがデメリットなのだというところの議論を掘り下げていって、そして、この結論を導いていった結果、議会のそれぞれの議員が判断をすべきことであって、今、この特別議決を前提にした議論というのはできないだろうというふうに、私は思うものですから発言をさせていただきました。

中西照典 委員長 ええとね、もうそれぞれ思いはありますが、やはり私は、もう一度、もう一度この建物についてどうか、新築するについてどうかということをしてくださいな。そうしないと、やはり方向性、どうしようという方向性がひとつも示されない、やっぱりそのことにちょっと集中してください。私はそれを望みます。

有松委員。

有松数紀 委員 私は、現庁舎の耐震改修は全く反対ということで、以前からも言ってきたわけですけども、大きな理由としては15年、20年改めてまた建てかえの必要がある、そのときには財源がないという部分は当然ですけども、それまでに耐震改修をこの本庁舎に手当をしたとしても、大きな地震が来たりすれば、建物は壊れないけども天井が落ちる、耐力壁にひびが入る、こんなことが起こるわけですよ。たちどころに、他県の事例でもあるように、建物はしっかりたっているのだけど、大きなひびがいて、これは市民をこの中に、サービスを続けるということとはできないということで閉館に至ると建物はいっぱいあるわけですよ。そういったリスクを考えれば、こういう老朽化した施設に新築ほど金をかけてする理由は全くないと、市民に説明させていただきたいと思います。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 まあ、私は従来、耐震改修だと言っているのですが、今、有松委員さんが、お

っしゃいました、ここにお金をかけてもっていうことを言われましたけど、住民投票した市民には、今の話では私本当に伝わらないと思うのですよね。本当に何のために住民投票したのかと、住民投票で耐震改修選ばれたじゃないかと、そう思っている市民には何の答えにもなってないのですよ、それ。だから、ちゃんとそういうところ答えていただきたいと思うし、やっぱり議会の中でも住民投票に対することを、本当にやっぱり避けて避けて避けようとされるけど、そこがないと委員長仕切れないと思いますよ。あの、堂々めぐりになると思いますよ。

中西照典 委員長 いや、あのね、伊藤委員に言うのだけど、住民投票は確かに尊重してここまで来ている。ただ、それと実際に伊藤委員が、この建物を見ているいろいろな説明を聞いたときに、伊藤委員は耐震改修がいいって言われるのだけど、どうかということですよ。確かに住民投票では、非常に素案自体にも非常に不十分な部分があったのです。だから、第3次でああいうふうに点検したわけです。それは来ましたが、そこから行かずにあなたがここを点検して、自分の目で見たときにどう思われるか、あるいは会派としてどう思われるか、そこを言ってほしいのですよね。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 どう思われるかって、それは見れば、古いなあと思ったり、ひびが入っているなあってそれはわかりますよ、見たって、ねえ。中に何か壁を入れたら狭くなるなあとか、そんなことは私でもわかります。だけど、ここをじゃあ、実際どういうふうにできるのかっていうことは、例えば専門家の人に見てもらってとことんやってもらったわけでもないし、そうですよね。ただ、古いなあとかちょっと狭くなるなあとか、もうここにお金をかけたって何年後には建てかえなあかんとかって話も出ているけど、それが本当にそうなのかどうかって私は専門家じゃないからわかりません。だけど、やっぱり使えるものは使ってほしいっていう思いをやっぱり最大限本当に尊重していくっていうことは、私は議会として住民投票したからには、それは本当に大事なことだし、それがメリットだと思っているのですよ。ここを見て、どうかってのがわかったら私今議員してないと思いますよ、そういう専門の仕事をしてると思います。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 前回、私、申し上げましたが、この耐震改修というのはほとんど無理だと思います。といいますのは、55カ月の間、駐車場が使えないということがございますね、それから市民会館が十分使えないということもあります。非常に、いながら工事ではなしに、駐車場が全然使えないから建物使われても、駐車場は来客の皆さん、市民の皆さんが駐車場ないから仮駐車場という問題が出てくるでしょうし、またサービス機能低下ということで、耐震改修、仮にしてもバリアフリーは直らない。何遍も言いますが、エレベーターが狭い、新たなエレベーター施設をもうけなといけない、別の建物でひっつけてですね。そういうこともありますし、トイレもだめ、狭いとか、配管もだめ、地下の補強もだめということがあります。これをやってもやはり、ランニングコスト見ても、結果的にはまた、いろいろ維持管理を3,000万、15年間、言いますが4億5,000万、その後また仮庁舎、取り壊し費、また新築費、そのときは全く全然、合併特例債を使えないわけです。予算は使えない、金はずっと維持管理もかかる、コ

ストもかかる、場所は全然変わらない、ましてや間が悪くなる、狭くなる、非常に使い不便であるということもあります。それでまた、駐車場が仮にいろいろ一部別館を建てても、駐車場としてはまた減るということがあります。それと、問題も非常に中心的なところですので、市民会館駐車場からこの駐車場、防災の拠点ではもう難しいという、私はそう思っています。基本的に、コスト面からもそうです、市民サービスもそう、それとまたいろいろ防災の機能の面も、あらゆる面からしても非常に現状での耐震改修は難しいではないかなと思います。難しいと思います。特に非常に地下室を見られても、一部地下室のことを言いますが、ほとんどはつきり専門監のほうは言われませんが、県庁もある程度したたて言われますけど、全部、鋼管ぐいを打たないけんわけです、補強ぐいを打たなければ、それを打って、果たしてこの建物の地下に入って打つていうことは非常に難しい機械でコウシュで技術的に不可能はないのですが、非常に困難を要すると、30メートルまでつないで、鋼管つないで、つないで、もんで入れて差し込んで、圧入で、何本も何本も補強したり、そしたら壁はまたひびがはいる、壊さないけん、床は壊さないといけない。非常にロスです。それまた老朽化したものをまた再度建てかえということになれば、非常に財政的面で、費用の面でも非常に不合理だと思います。ですから、合併特例債が55カ月ということで使えないという状況でこれ、新築のほうがやはりベターだと思います。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 伊藤委員が、住民投票の結果を尊重したら現在本庁舎を使うのは当たり前だと言われます。確かに住民投票の結果の中での2号案がそのまま基本的な機能とか余分な部分の将来の鳥取市の庁舎に課せられた、今5つの、何でしたかね、5つの基本方針、こういったものを全て盛り込んだ案ではないということは我々議員も十分理解しているのです。ただ、もともとの案に沿って説明を受けること自体が、ことごとくその工法では、面積も確保できません、十分執務もできんようになります、工期も長くなります。そんなことが出てきたから、2号案に関しては実現不可能と。で、その提案した2号案自体が現本庁舎を使って、一部増築を同じ敷地内、続いた敷地内に建てるということを、そして20億8,000万でやれますということを市民に訴えて住民投票がされたわけですよ。ただ、それができなかったということが大きなスタートになって、今の4つの提案が上がっているのですよね。これは、そうでなく、できていたら、それは当然、議会としても守っていかなければいけませんし、市長もそうしたでしょう。だからそのことが崩れたから、改めてやはり、現本庁舎を耐震改修するには新築するほどかかる、こんなことに市民にまことしやかにこれが住民投票の結果ですということを示すわけにいかない、3分の2があろうがなかろうが、本来あるべき姿はこうだということを提案していこうとしているのですよね。ですから、住民投票が全てだと言ったら何も議論は始まらないのです。だけど、伊藤委員としては住民投票が全てだと言っておられるのであれば、この現本庁舎が本当に将来の市民のためになるのだということを言っていたら、そのことを訴えていただきたい。我々に理解していただきたいということを、先回にも言ってきているわけですよ。この議論をする場合ですよ、この本庁舎をどうするのかという委員長の提案に対して、そのことが我々にはわからないのです。無駄なものとしか思えないのです。ちまたでも、広報車を使っ

て新築移転は無駄遣いだというようなことを、根拠のないことを言っておられる方々もいらっしゃいます。だけど、我々議員は、みんな知っているじゃないですか、この鳥取市の財政がどういう状況で、健全運営がされておるのかどうなのかということも議員は知っているじゃないですか。そういった中でやはり、3分の2がどうであろうが、そんなことにとらわれることなく、100年の大計として本来の鳥取市の庁舎はこうあるべきだということを市民に示すのが我々の役目ですよ。3分の2がとれないからこうしようなんてことは、やっぱり市民に対してそれは何か間違っただけのものを提案して、本来ならこうしたいんだけど、3分の2がとれないからこんなもんで我慢してくださいねと。こんな提案はないと思って、これは桑田委員と同じ考え方の中で言っているのですけどね、私は。だから伊藤委員、さっきから言いますけど、住民投票が全てだから何ぼかかってもいいじゃないかみたいに聞こえるのですよ、私には。この本庁舎にどんな手当をしても住民投票はここでしろと言ったのだから、ここでしなさいということしか伊藤委員は言っていない。幾らかけてもいいのかということと言う裏返しで、市民にもメリットを、ここで耐震化することが将来にも十分機能しますということを書いてくださいといつも言っているのですよ。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 あのね、住民投票終わってからのやり方が全て間違っているの、今こういう状態になって、耐震改修でこういうふうに行っていくということを市民に示せることができてないと私は思っているのですよ、ね。私が耐震改修こうやったらメリットがあるとか、そういうのをどういう形で出させて言われるのですか。私それがよくわからないのですよ。私は議員としてできるのは、本当に住民のそういった意思表示をされたことを、本当に尊重してやっぱりやっていく、その中で専門家ではないわけだし、執行権もないわけだから、それはやっぱり市がちゃんと住民投票の結果を受けて、それでどうやったらいいのかと、それでその20億8,000万で、あの形で住民投票したって言われるけど、住民投票条例案をつくる最後の最後で、そんな私がそんなかちんかちんの案に賛成はしていませんよ。ちゃんと、つけたじゃないですか、委員長報告もされたじゃないですか。そこを何かもう勝手に取っ払っちゃって、あれができなかったらだめだみたいな感じで議論を進めとられるのはそちらじゃないですかね。私はここで、あの案が、日本設計ができんとか、そうやって言われたけど、でもここでの耐震改修が全てできないという意味ではないわけですから、違いますか。耐震改修ができないということではないですよ。だから、私は耐震改修でやるべきだって、それを言っているのですよ。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 だから、さっきも言うように、耐震改修をすることはできるのですよ、だけど、やってもまた大きな地震が来たら、耐力壁とかいろんな部分が壊れたりしたときには、市民は入れないような建物になってしまうんじゃないかと、こういうことをわかっていて、市民に示すことはできないと言っているのです、私はね。

だけど、そのことを踏まえてこの庁舎を使うべきだとおっしゃるのなら、この庁舎が将来40年、50年たっても十分使えるのだよということを書いてくれと言っているのですよ。それがわから

ないというんだったら、反対する理由が何もないじゃないですか。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 そういう作業をされてないのに、何で私が言えるのですか。

有松数紀 委員 ここに出ているでしょう……。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 現在庁舎を使って、一部増築したらこういう工事になります、金額はなります、こういう機能は十分、5つの方針の中を踏まえて計画をしたらこういうふうになりますと出ているでしょう。それ以上、我々は専門的なことはわかるはずはないのですよ。だから、出された条件を真摯に受けとめて議論をするというのが我々の責任だと言っているのです。そこから逃げて、私は素人ですなんてなことは言わないでくださいよ。

中西照典 委員長 伊藤委員、一つね、僕が聞いていて思うのは、この庁舎の問題にしなくても、今、いろんな予算のことをしていますよね、今の議会は、常任委員会。それはみんな、素人の中で聞いて判断して、いいか悪いか決めてきとるわけです。ですから、この庁舎の問題もやはり、玄人でね、専門家が出された問題をやっぱり素人ながら判断して、いいか悪いかというのを決めるのであって、私には判断できませんということ、僕はできないと思いますよ。ちょっと聞いていて、そんな気がして、一つ委員長として言わせてもらいました。

桑田委員。

桑田達也 委員 一つだけ、これは議会の名誉にもかかわる問題なので申し上げておきますけども、伊藤委員は、住民投票後に市民の意に沿わないといいますが、そういうやり方がなされてこなかったからというふうにおっしゃったわけで、それは議会に向けられている言葉だと思いますが。しかしながら、住民投票が終わって、まず私たち自身が、その住民投票にかけられた、そして結果として出された案を提出した議会だからこそ、その案に対して責任を持って検証をしてきたわけです。第3次の特別委員会も私たちがつくったわけです、違いますか。その3次の委員会の伊藤さんは委員でもあったわけです。確かに私たちは、伊藤委員がおっしゃるように専門家ではないかもしれない、だからこそ、一部耐震改修及び一部増築案に対して市民に責任ある答えを出すために、私たちは長きにわたって、あの3次の特別委員会で議論をしてきたわけです。その結果として出てきたものも、私たちは肅々と受けとめた。誰が検証したのかといえば、日本設計がしたわけです。さらに、もう少しさかのぼれば、前回の特別委員会でも言いましたが、鳥取県の事務所協会においても同様な検証もして、私たちもその内容は説明を受けた、そうですよね。ですから、私は伊藤委員がおっしゃるように、何か誤ったことを、私たちが、議会が進めてきたような言い方というのは納得ができませんね。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 さかのぼる話になりますが、第3次の特別委員会で、その検証に出すっていうのは、私はずっと反対していましたよ。とにかく住民投票終わったら、耐震改修案については執行部がやるべきだっていうことをずっと言ってきました。だけど、多数決というのがありますからね、それで多くの意見が検証に出すっていうことになったから、そういうふうになりましたけど。私は、もうそんな納得なんていかないまま今に至っていますから。

中西照典 委員長 言っときます、伊藤委員、物事は多数決でいきますから、そのときに自分が反対したから今もずっとということはやめましょうよ。だって、そうじゃない、**(発言する者あり)** やっぱり決着がついたものの、そこからスタートですよ。これは別にこの委員会じゃなかったって、どんな議会のおける議決は全てそうでしょう。自分が反対したから、納得できないからってということになると、何も進みませんから、やっぱり一つの議決が行われたら、そこからスタートということになってください。ちょっと僕はその辺が。

下村委員。

下村佳弘 委員 庁舎整備のあり方について、見ている視点が全く違う、考えている視点が違う、重要視している視点が違うのですよね、みんな。だから同じ結論を得ようと思っても結論には至らないということだろうと思います。だからやっぱり、市民が利用する立場から私が見れば、素人が見てもわかるくらい、この庁舎は傷んでいますよね。この現状を見れば、現在の庁舎は使えないということは、素人にでもわかるということですよ、直さないと使えないというのは。それから、直して使い続けるにしても、防災機能とかバリアフリーとか、スペース不足等のデメリットを考えると、なおのこと新築でないとなんかじゃないかということを思います。そのこともあるのですが、先回と同じ議論ですよ、今の議論は。これやっぱり、委員長、整理をお願いしたいですし、会派の意見ももう聞いたわけですし、個人の意見もかなり出たということで整理をお願いしたいと思うのですけどね。

中西照典 委員長 じゃあ、委員長がそういうふうに計らっていいですか。よくないならその意見を言ってください。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 ちょっともう一度下村委員の言われたことが、ちょっと私理解できないのですが、議論が、意見等々が出尽くしたからちょっとまとめてくれってということですか。

下村佳弘 委員 今までやってきた議論を……。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 今までやってきた議論は、やはりその住民投票、あるいは庁舎整備というものを見る視点が、考え方、そういうものが全く違う視点からやっぱり見ているわけですよ。そうすれば、同じ結論に至るというのは、今、非常に難しい状態だと僕思います。そういうことになると、やはり今ずっと伊藤委員初め皆さんが、先回と同じような議論を繰り返しておられるように僕には聞こえるのです。その中で、議論が進むように委員長に整理をしてくださいというふうをお願いしたいということです。

中西照典 委員長 伊藤委員、はい。

伊藤幾子 委員 前回も言いましたが、議論が進むようにということであれば、本当にその、私が住民投票にこだわっているのは、住民投票の結果が出たにもかかわらず、こういう状況になっているっていうのが市民に対してちゃんと説明もせず、何か、何ていうのかな、どさくさに紛れてっていったら言い方がちょっとおかしいかもしれんけど、何かわからんまま、すごく事が進んでいるというふうに市民には映っていると思うのですよね、住民投票したのに。それに対して、議会が報告会を開いたときも、もうそこには一切触れず、それに陳情等でも、住民

投票に瑕疵はなかった、無効ではないっていうことをいつときながら、こういうことになっているのが本当にわからないと思うので、議論を前に進めたければそこを、ちゃんとやっぱり議会としてどう考えるのかというのをはっきり示さないと進まないと思います。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 その視点が違うというふうに言うのですよね。伊藤委員はそう思ってらっしゃるけども、桑田委員にしても、有松委員にしてもそういうふうには思っておられないわけですね。だから、市庁舎整備に対する見ている視点というか、考えている視点というか、重要視しているところ、これが違うのですよね。伊藤委員は住民投票を非常に一番だと思うほど重要視してらっしゃるということですし、それから、桑田委員や有松委員は、庁舎の本当の機能面とかサービスの面でどうかということを重要視して語ってらっしゃるというふうに私は思うのです。その見る視点が違うから、おのずから結論も同じにはならないというふうに私は考えるわけです。そういうことを言ったわけです。

中西照典 委員長 ええとね、ちょっと待ってください。はっきり言って堂々めぐりです。この堂々めぐりがいつまで続いてもいけませんので、一旦ここで、議事整理のために休憩します。その後再開しますが、やはり陳情にもありましたように、ある程度方向性を示すという方向で、次はまとめていきたいと思いますので、一旦休憩します。再開は2時半とします。

午後2時16分 休憩

午後2時31分 再開

中西照典 委員長 それでは特別委員会を再開させていただきます。

先ほど来、いつものように委員会としてはやはり平行線でありまして、先ほど私が申しましたように、せんだっての陳情の中で、やはり庁舎の問題を進めるべきだという意見を陳情では採択しております。

今まで、この委員会ではやはり5つの方針は前提条件として共通認識をされましたし、財源についても合併特例債を財源とするということは確認しております。今回、もう一度言いますが、私はあくまでも、この庁舎を耐震改修して使っていくのか、あるいはそれではだめなので、新築したほうがいいのかということでもあります。それはやはり、この5つの方針というのがありますので、この方針にとって自分たちはやはり、そのそれぞれの主張をもう一度していただければ、できればしていただきたいというふうに思っております。新築がいい、あるいは耐震改修がいいというところで、私は議論を進めていただきたいと思います。

これは、今までにも当然出てきている問題ですが、委員長としてお聞きしているのは、改修案に関して明確な何か、その辺のことが語っておられないような気がしますので、あえて改修案の方に改修するにはこの点がいいのだと、その5つの補修案、例えば、1の防災機能の強化、2の市民サービス機能の強化、3の庁舎機能の適切な配置、活力と魅力あるまちづくりの推進、この現在及び将来にわたる費用の抑制、ありますが、新築でも語られないところもありますけども、特に改修を主張されている委員に関しては、その辺がもう少し明確になっていないようです。

ので、その辺語っていただけたらとは思いますが。

棕田委員。

棕田昇一 委員 この議会の、この特別委員会が始まってから、何か急に現庁舎は使えないのだっていうような声がね、委員の中からよく聞こえるのですけれど、これまではそんな議論はなかったと思うのですよね。それは確かに、ぼおんとお金をかけて新築した建物に比べれば、当然古いですし、多少使いづらさがある面はあるかもしれないけれど、現庁舎はもう使えないのだっていうような、そんなことはなかったはずで、もちろん今のままでいいということではなくて、だからこそ耐震改修はもちろんのこと、必要な改修、修繕はしていく、するということを前提にやっていたわけですから、ですから急に何かもう、市民メッセージかのように現庁舎はもう使えないのだから、使えなくなるのだからという、むしろそのことのほうが、これまでの経過にない荒っぽい議論になっているのではないかというふうに私は思っております。

中西照典 委員長 それはですね、今、棕田委員がそう言われる、それよりも棕田委員が言われている、どういう面でこの庁舎をっていう一歩踏み込んだ、ちょっとお願いします。

棕田昇一 委員 これまでも意見申し上げてきましたが、例えば、この全体構想案の前提条件で示されている総面積、これは余りにも大きいのではないかとじゃなくて、余りにも広いと、こういうふうに思っております。この間も申し上げましたが、新築移転の案にしても、住民投票のときの1号案だけではなくて、まさに今回のような新築移転案も出ているように、耐震改修にしても、いろんな耐震改修の方法があるはずですから、必ずしも住民投票のときの2号案そのものということではないということを前提にお聞きいただきたいというふうに思いますが、例えば、一つの目安といいますか、考え方として、その住民投票のときの、その耐震改修の案は、新たに、新たに建設する部分の面積、地下の駐車場部分を入れる入れないのことはありますけれど、大ざっぱに言って、今回の新築移転案と、その耐震改修及び一部増築案のときの面積の違いというのは、約7,000平米あると思うのですね。先ほど言いました地下駐車場をとるとらないで、それが7,100であったり、7,800であったり、多少のあれはありますけどね、建設の使用しておられる他都市の設計単価である34万ちょいですね、これを単純に当てはめると、20億を超える建設費が変わってくる。つまり、この間、どなたかが、いやそれは方向性を出してから面積については調整すればいいのだっていうような御意見が執行部でしたか、あったように思いますけれど、有松委員でしたかね、しかし、それはわずかな部分的なところの面積の差異っていう場合にはそういうこともあるでしょうけど、しかし、その全体にかかわるものについては決めてから面積を決めるではなくて、まさにこの前提条件というところで面積の提示があるように、このあたりの考え方によって全体の案というものが大きく変わってくるわけですから、申し上げましたように耐震改修でいくべきだという方の御意見、あるいは、その住民投票のときの意見は決して費用の問題だけではなくて、いろんな考え方、いろんな要素をそれぞれ、私はこの点を重点にして判断した、私はこの点を重点に判断したという方が当然おありですけど、私は、やはりその費用の問題というのが、私自身が一番大きな判断材料でして、その費用というのは単に面積のことだけではありませんけれど、面積というのが非常に、計算といいますか、考えを成り立たせるときに大きな、そして重要な要素になってくるわけですね、一つの大

づかみの説明ではありますけれど、先ほどの20億を超えるような金額が変わってくるような、そういうものでありますから、私は古くても、ちゃんと整備をして、使える物は大切に使うという、つまり現本庁舎を活用する、その駅南庁舎も当然活用するという前提の中での耐震改修を軸とするものを考えていったほうがいいと、中身については。私自身は、そのように考えております。

中西照典 委員長 そのほか、どうですか。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 棕田委員とちょっと重なる部分もあるかと思うのですが、この本庁舎の耐震改修をやって、15年後20年後に新たな新築の問題が出てくるとか、あるいは、免震工法なんかも実現が難しいとかっていうような話も出てくるわけですが、我々が理解をしている感覚から申し上げますと、コンクリート強度については鳥取県庁と数値が余り変わらないと、いわば設計建築時点のコンクリート強度はいまだに確保しておるというふうに承っておるわけですし、2号案にかけた免震工法にしても、寺坂委員が先ほどおっしゃったように、増しにくいなんかもしなくちゃいかんと、当然、そういう費用も入れて、我々は県庁の工法を学び、そういう積算をしておるということでもあります。それで、我々は免震工法をすれば、やはり県庁並みに40年50年使えるというふうに考えております。そこで、皆さん方は現本庁舎がもう使えないということを耐震改修しても、おっしゃるのだが、そうであるなら、やはり我々が、なるほどと理解をする上でも、常時微動振動の調査でもしていただいて、本当にこの現本庁舎が耐震改修工事をやって、この建物が維持管理、補修をしていく中で、本当に何年くらい持つ可能性があるのか、ないのか。やはり、そういう根拠を示していただいた上で、そのこの現本庁舎の耐震改修が本当にいいのか悪いのか、やっぱり、そういう判断も資料も出していただく中で、この特別委員会で議論して判断をするべきではないのかなというふうに思っております。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 まず、使えるものを長く使うとかもったいないとか、今、橋尾委員のほうからは県庁と同じ工事内容にすれば、感覚的に40年50年持つじゃないかとおっしゃるわけですが、精神論とか感覚的な話ということではなくて、私、委員長に改めて申し上げたいのは、先ほどの冒頭おっしゃったのですが、今この特別委員会の中で、少なくともこの5つの方針については、この特別委員全員が、これは了としているわけです。そうした上で、この5つの一つ一つに沿って私たちが申し上げているのは了解をした、この5つの方針に沿って耐震改修案のメリットは一体何ですかということを、再三にわたって申し上げているわけですので、一つ一つですね、もし、このお答えがいただけるなら防災機能の強化から5番目の現在及び将来にわたる費用の抑制まで、どのようなこのメリットを皆さんがお示しになっているこの耐震改修案、どのようなメリットがあるのかお尋ねをしたいと思います。そこから、前回の特別委員会でも確認ありましたが、もう一度改めてお尋ねしたいと思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 委員長、それこそ議員間討議を求めたいと思いますけれど。

中西照典 委員長 はい、よろしいですか。

じゃあ議員間討議に入ります。どうぞ。

棕田昇一 委員 執行部が示した全体構想案というのは確かに示されているわけですね。しかし、その中で今おっしゃられた、桑田委員ね、まず問う前に、じゃあ桑田委員は、この全体構想案っていても4つありますけれど、あるいは、それを何ですか、構成するいろんな要素がありますけれど、それぞれどういうメリットとデメリットがどうですね、ということをおっしゃって、じゃあ棕田委員どうですかと、こういうふうにやっぱり問うのが議論のやり方だと思えますね。執行部の案が出ているから自分はそれを前提だという、何か漠然としたものではなくてですね。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 前回の特別委員会から、いつもこういうやりとりなのですね。私たちはこの全体構想の素案ができてくるまで、長きにわたって昨年、ずっと専門委員会の説明も聞いた、この報告も受けて、今日までしてきているわけですよ。そうした上で私たちは、この整備案1というのを支持しているわけで、ここについては、これまで執行部のほうから種々、何度にもわたって棕田委員の質問されました、何度にもわたって質問をされ、そして回答を受けて、その上で私たちは整備案1がふさわしいのだという判断をしているわけですし、それに対して、これまで棕田委員もですね、この新築移転案というのはそぐわないのだということを再三おっしゃっているわけですから、その今、棕田委員がお考えになっている耐震改修案について、この合意のみられた5つの方針に沿った、そのお答えを私たちは求めているのですが、それがなかなか返ってきてないように思うわけで、よろしくお願いします。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 おっしゃられて、確かにそうだと思いますね。確かにってというのは何かというと、きょうの冒頭から新築なのか今のところを使うのかって話だったのでね、あれ、桑田委員はこの4つの案の中の新築といっても、どの案なんかいいかと改めて思ったものですから、新築移転という、第1案ということですね、わかりました。

私は、まず一つは、ちょっと順序不同ですけど、防災機能、ここにうたわれている防災機能ということについては、基本的に私もそのように思っております。ただ、前回も少し申し上げましたが、その他都市の事例を見ても、一つには防災の備蓄倉庫、この300平米ということが示されていますが、この300平米が必要だということの根拠は、まだ議論になってないと思いますし、また御説明もいただきたいと思いますが、合わせて何度も言いますが、お金が潤沢にあって、幾らでもお金をつぎ込めるときには、ぼおんとしたのをつくれればいいのかもしれませんが、しかしながら、その費用の面も含めて考えていくというような、まさに総合的な判断をしていく中において、その市役所の庁舎の中に、この備蓄倉庫自体を持つということについても、別のところに設置しておられるところもありますしね、ちょっとそのあたりについても議論が必要ではないかというふうに、今思っています。

もう一つは、多目的スペースですけど、これが市役所の中にあるのかということも議論がなされていないと、私は必ずしも、これが必要不可欠だというふうには思っておりません。もちろん示されている、私は正直言って100平米が妥当かどうかは、数字については十分判断でき

るものは持っておりませんが、この災害対策本部とか、あるいは防災情報システム、無線室の整備というようなことについては、これはやっぱり必要なものだ、こういうふうに思っております。

それから、全体にかかわりますけれど、その面積のことですが、この間ずっと申し上げているように、職員数がマックスの状態で建物をつくると、これから、何度もいいますが、正比例ではないにしても人口減に伴って、職員数の減少ということもある中で、しかも、これが庁舎というのが5年とか10年しか使わないというものなら別として、50年、場合によっては100年も使っていこうと、こういう庁舎ということが言われている中において、現在のマックスの状態が必要面積を確保して、将来それが不要なものといいますが、無駄なスペースができるということについては、私は、もっと縮小すべきだと。そのときに、執行部のほうから前回、前々回でしたか、その将来的に余剰空間が生まれれば資産活用云々とありますけれど、それは結果として、そういうことを有効に使っていくということを考えるべきものであって、現在、これから建てようかというときに余剰空間ができたならなんという、こういう発想自体が私は無駄遣いだというふうに考えております。

それから、大体そういうようなところに集約されるのではないかっていうふうに思いますけれど、御質問があって、またお答えできる分はしますけれど、ですから5番は、先ほど申し上げたように、それこそまた叱られるかもしれませんが、私は専門家ではないので、積み上げた数字のところまで、私自身がどうだというのは、はっきりいって難しいですけど、先ほど言いました、単純にいても、これまで提案されていたものと執行部から示されているものとは、面積の違い、そこからくる費用の違いとしても20億円余の違いがあるというようなことを含めて、私は全体の費用を抑制すべきだと、このように考えておりますし、現本庁舎を有効に使っていくということによって、そこに大きく寄与していくものだというふうに考えております。以上です。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 今、棕田委員のほうから、5つの方針の中で、1つ上げられたのは防災機能の強化の中で備蓄倉庫の300平米の根拠と、これはまた執行部のほうで御解答を、きちっとしたものをいただきたいと思いますけども、その備蓄倉庫がほかにあってもいいのではないかと、それから示されている多目的スペース、これについては本当に必要なのかどうなのか、危機管理上どうなのかと、必要なのか否かという点。それから防災センター機能としての整備については、これは私たち同じ必要性を、十分な必要性を認めていらっしゃる。それから総面積の問題、職員数が将来的に減少していく中で、この1案に示されているだけの本庁舎の面積は必要なのかどうなのか。縮小、多少なり、減少させる、縮小させる面積の数までは、おっしゃっておられませんけども、この縮小も認めてもいいのではないかとということですけども、これ今、お聞きしておりましたら、さほど今の新築移転案整備案1を推進する上に当たって、大きな障壁にはなっていないと思うのです。棕田委員が今、おっしゃった御意見では。逆に、耐震改修をする上での先ほどの、じゃあ備蓄倉庫はどこに求めるのかとか、じゃあ多目的スペースは、じゃあどこにそれを求めていくのかとか、そういったことを考えれば、逆にこの耐震改修案に、それを

求めることのほうがなかなか難しいのではないかなと思いますし、単純にこの職員の配置とか減少に伴って、市民サービスも減少していくかということ、そうではないわけですし、やはり市民一人一人の個別相談を受けるにせよ、やっぱり限られた必要なスペースっていうのは当然必要ですし、また一人一人、私たちも先回、視察を改めていたしました、障がい者の方が安心をして、この庁舎に来られる、そういうスペースの確保というのは、なかなか耐震改修はできないわけですが、新築の場合は、そういったことまで配慮して、本当に一つ一つ積み上げた機能を配置するだけの、やはりこの新築移転案というふうに私はなっていると思うわけですし、なかなか今、聞いた限りでは全体的な将来にわたる費用の抑制ということ、確かに専門家ではないから具体的な何年先にどうということはあるかもしれませんが、これについても全体構想案の中で示されていることを、私たちが理解をすれば十分納得できることではないのかなというふうに思うわけです。そんなに今、お聞きした限りで耐震改修案のメリットが伝わっては、私は来なかったというふうに思いますけど。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 桑田委員がお考えになっている耐震改修案というのが何を想定しておられるのかわかりませんが、この4案の中の2つに示されている案と重ねられると、確かにそうかもしれませんね、私はそれを想定はしておりませんから。

先ほど申し上げたことでいうと、例えば約7,000平米ですよ、大ざっぱですけどね、7,000平米の面積の違いというのは小さな違いではなくて大変大きな違いですし、それから、そこから20億円を超える金額の違いというのは、これはとてつもなく大きな違いですし、それは部分的に差し引きしたらいいのだっていう話ではなくて、まさに全体のあり方に大きくかわるものです。もう一つは、執行部が示されている全体構想の中でもいわれていますが、その市民サービス機能の強化についてもね、執行部の案によると、その機能だけを考えると1カ所に集めるのがいいのだとね、だけど費用の問題とほかの面とを考えると、庁舎を執行部の案でいうと、2つに分けるというのも、という考え方だと。こういうことにあるように、これを考えるときに一つ一つ切り離したら、これがいいあれがいいというふうになりますけど、まさにこれ総合的に考えていくということが大事だということがありますので、もちろん一つ一つの議論も、もちろん私は大いにすべきだと思いますが、一つ一つで結論が完結するのではなくて、まさに総合的な判断をしていくと。ですから、例えばの話、鳥取市が潤沢にお金があって、潤沢にもう理想的な物をつくれるということであれば、また考え方も変わってくるかもしれませんが、一定の、あるいは大きな制約がある中で、いかにいいものにしていくかということにおいての議論がなされておるということを、最後に申し上げておきたいと思います。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 棕田委員の今の発言、御意見に対して、私は逆に限りある財源をと言われまして、理想とする庁舎を建てるだけの財源を今、鳥取市は持っているんですよ。その中で、この古い建物に、例えば1,000万持っていって新築でも1,000万建てられる、このスペースを設計の中に組み込んでできる、そのことをしないで、この古いものに500万かけて狭隘な部分、何も柱も動かないような建物に500万かけて、あと残る部分で、また使い便利の悪い小さな建物

建てる、こんなことのほうが、よほど不経済な考え方じゃないですか。これがないというのであれば、そして県庁のときは全然違うのですよ。県庁が合併特例債をできるような環境ではなかったわけですね、いろんな工夫していかなければいけない、そして建物も基礎部分でも、非常にこの鳥取市の基礎部分とは大きく違って地盤も堅牢な地盤に支持ぐいを届かせているような基礎の設計だったというふうに聞いていますし、そういった部分では県庁がされたから鳥取市ができるという環境ではないということ、今までにも随分、議論をされましたし、今、鳥取市自体は、その思う理想、大きな建物を建てるという意味ではありませんよ。理想として今、この鳥取市が将来に向けて、今時点に建てる物に関して十分建てられる財源を持っているということ踏まえたら、古いものに投資する必要は私はないと思います。新しい物で機能的に十分市民にこたえられるような庁舎を市民に示すべきだと思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 そのほかの委員の御意見もあらうと思いますから、簡単にしたいと思いますが、執行部が、この庁舎の建設に限って示されている、この費用の資料を見ると、確かに有松委員が受けとめられるような受けとめ方も成り立ちうると。しかし、どうですか。皆さん、各地域から毎年いろんな事業の地域要望が出る、あるいは、市民の方々が教育とか福祉とか、いろんな面で、その要望を出す。そのときに多くは私も直接、間接に耳にするのは財政が厳しいから、お金がないからできないです、難しいですと、こんな声をいっぱい聞きますよ。まさに、どこに投資するのかと。ここの政策判断によって、そこは変わってくるわけですから、この庁舎の部分の、この示されている、この物だけで資金は十分にあるのだという論は成り立たないと、このように考えております。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 合併特例債で使える目的というのは、ある程度絞られてきているわけですよ。福祉の、例えば、皆さん方が生活困窮されている現状の中に扶助費とかいう形でということにならないわけで、ですから、向いた費用の中で最大限鳥取市が将来のための発展をするために使う費用というのは、今、庁舎建設においては合併特例債、十分財源があるということを言っているわけですね。その合併特例債の財源をほかに回せれる環境があるのですか、例えばですけども。そんなことではないでしょう。(発言する者あり) いやいや、だから、その部分の向き不向きがあつての話で、その庁舎を建てるだけの財源は今持っていると言っているのですよ。これは間違いない事実だと思いますよ。ない、大きな借金を抱えて、これから先も返していくのも計算が成り立たないような建設計画を、今、執行部が立てているとは思えませんし、面積の話もされました。これは基本的に1人当たりの必要面積というのが本当に適当かどうかという議論は必要があるかもしれません。そういったことでは、棕田委員が言っておられたことは、十分私もそういう部分もあるのだらうなと思ってお聞きをしておりました。だけど、それは4案は全て同じ条件の中で考えられるものであって、一部の案だからどうかと、全体の中で同じ面積になるような計算で、この4案は提示されておるわけですからね。本庁舎を使うのであれば、この面が不足するから、ここは必要だということ。それを縮めるのであったら条件は20億、例えば少なくなると言われましたけど、全体でも工事は同じように、どの案でも減

ってくるのですよ。一つだけの工事の話ではないですからね。ですから、それは共通の話で、これから先にも十分、執行部が精査をしなければいけない基本設計をする、実施設計に当たっては、もう一度しっかり議論して必要な面積というものを出すべきだということは言えますけれども、その棕田委員が言っておられる、一つの案だけすると、20億はもったいない工事に使われているのだというような表現は、私は当たらないと思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 有松委員は、その公共施設等の整備基金のことを一つの論拠として言っておられるでしょうけど、きょう、議員間討議だけど、きょうもその有松委員のほうから新築できるほどの高い金額をかけて耐震改修をするのかというような話も出たのだけど、現実、一般的に我々は細かい数字までつかみきっていないけども、新築する場合に、大体、建設費としてはどれくらい必要なのか。それから、耐震工事をする場合に、どれくらいの坪単価なのか、そこら辺を執行部のほうで教えてください。これは、コストにもかかわってくることだし。そこら辺、一般的な数字を上げていただきたい。

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 一般的な数字ということで、今回はこの素案の中に、新築する場合は34万1,000円かかると思います。それから、耐震改修をすると、これだけかかりますということで、まさにこの素案に上げさせていただいている金額がかかるものだとということで承知をいたしております。

以上です。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 書いてあるだ、免震設計単価、他都市ので新築単価34万1,000円。だから、この本庁舎は耐震改修をした場合に坪単価はどれくらいですかということを、片一方の数字言っ、片一方言わんちゅうのはおかしい。それを言ってくれないと、我々も比較検討できないでしょう。

中西照典 委員長 インシャルコストが出ているわけだけど、それを面積で割ればちゅうことになるですな、坪単価って言われりゃね。

前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、今回インシャルコストで上げさせていただいていますのが、基本設計が960万、それから実施設計が2,240万、工事管理が1,400万、それから工事費として8億2,900万ということで耐震改修工事を上げさせていただいているということで、全体としては、これは移転費がまだ2,100万入っておりますけれども、移転費も入れて8億9,700万、今回その耐震改修工事費として上げさせていただいているということでございます。(発言する者あり)

(聞きとり不能)

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 約40万でございます。

以上です。

(聞きとり不能)

中西照典 委員長 前田専門監。

- 前田喜代和 庁舎整備局専門監 新築のほうの坪単価が112万でございます。

以上です。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 耐震改修のほうが坪40万、それから新築の単価が110万ということで、坪単価では、これだけ違ってきているわけ、これもコストに反映してくるのでしょうか。要は、その耐震改修をして実際何年使えて1年でどれぐらいの、1年割りにしてどれぐらいの金額になるのか。それから新築して何年もって平均単価どれぐらいになるのか、ここらもやっぱり議論していく話だろうというふうに思います。ただ、感覚的に新築するだけの金額をかけて云々というような議論では、なかなか深い議論にはならないだろうと、このことだけは申し上げておきます。

中西照典 委員長 どうですか。

有松委員。

有松数紀 委員 橋尾委員が、今そういった議論ではということで、あえて言わせていただきますけども、やはり効果的な財源を使うということであればですよ、本庁舎、これほど狭隘で、ここのスペースの耐震改修をしてサービスを提供しようとするれば、やはり階数、複数階に市民の方々が分けて窓口を訪ねなければいけないということもあり、本来、将来的に50年100年の大計で自治体がつくる庁舎のあり方というのは、やはり1階に基本的にはワンストップというのが理想ですよ。そういったことを整備するに当たって、古いものに投資するよりも新しいものに効果的に投資するという考え方が、何でそんな議論では済まないということになるのでしょうか。一般市民からしても十分理解しやすい提案の仕方だと私は思うから、やはり新築があるべきだというふうに言うわけですね。この本庁舎は、本当に使い便利のいい、いやいや効果的に使えるのだ、そして将来的にもまだまだ耐え得る建物だということであれば、我々も、そりゃあ、その部分考えないわけではありませんけども、比較論からすると全て、やはりその部分に関してのメリットはないというふうに、執行部の提案では調査の中で出てきているわけですよ。

我々は、ある程度、専門的な立場ではありませんから、こういったデータというものは真摯に、やはり受けとめるべきものでないと議論は進まないという中で、私はそういった意見を言わせていただいております。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 ちょっとお聞きしていいでしょうか。ここの古い建物に幾らお金を使ってもとか、どれだけでもつのかとか、そういうこと言われるのですが、何でね、住民投票したのかって私、素朴に思うのですよね。その意見を踏まえて言えば、お金かけたって使い物にならないと、設備にしたって何にしたって、そういったのを何か前提といたらあれだけど、そういうことわかっていて住民投票したのかって、すごく市民は誤解をしてしまうと思うのですが、何かすごく話を聞いてれば、住民投票を何でしたのだろうって思うのですけど。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 結局ね、住民投票できると思って我々も提案したのですよ、でしょう。2号案。できると思って提案したのですよ、中身はお聞きできませんでしたが、提案される議員さん方の話を幾ら聞いても前に進まないし、特例債の申請期限には間に合わなくなってくるし、そういったことで判断をしたわけですよ。だから検証しなければいけないという状況が続いてしまったということ。だから、それができておれば別ですけども、実際にそれをしようと思ったら、新築ほどかかるということが事実として出てきたから、こういう状況になっているのですよ。できればいいですよ。幾らかけてもいいという話じゃないですよ。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 だから、要は手だてを取ることができないっていうのではなくって、お金が幾らかかるかわからないっていうことですよ、有松委員さん言われるの。その幾ら費用がかかってもいいのかって言われるのはね、手当を何にも手の施しようがないっていうわけではなくって、あくまでも費用がかかるのだっていうふうなことですよ。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 私は、そういう部分での切り口といえば、それも考えていますし、将来的にもそこに投資をしても、将来的には壁が崩れてきたりということがあり得るということを想定すると、そこに投資をしても無駄になっていく、二重投資になる、あるいは、この建物は十分年限、15年20年もったとしても、それ以降に関しては、やはり建てかえが必要だという現実もあるというわけだね、言っているわけで。この本庁舎をメリットはあると感じないから言っているのであってね、市民に示せない。住民投票でそういう投票結果が出ましたけども、20億8,000万でできない。そして、同じような案を考えると、新築ほどかかるという現状が出てきたから、私はそういう改築の仕方はお薦めしませんということを市民にも訴え、私の論として、この特別委員会でも言い続けておるのですよ。だからメリットを言ってくださいっていつも言っているでしょう、耐震改修のね。そのメリットがない限り、やはり市民には、あのときにはこういう提案をしましたけども、やはり皆さんに提案するのは、こういう提案の結果になりましたということを恐れずに、市民に言うべきだと。将来、50年100年たってね、十分皆さんが心配しなくてもいい庁舎は、こうあるべきだということを示すために議論をしているというふうで、私はいつも言っています。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 有松さんの意見聞いってね、僕は思うのだけど、住民投票にかけた2号案ね、20億3点セット、それに設計監理料を上乗せしないといけないのだけど。それで元の20億の3点セットの工事の内容は皆さん御存じですよ。それで、3次の委員会の中では、やはり鳥取市の今の2時間の設備、これではやっぱり生命、財産を守るために、やはり72時間、やっぱり電気とか、ああいうものが稼働しないと人命の救助に当たれないと、対応できないということで72時間の設備にしましょうという工事を上乗せしました。それから鳥取市のほうで一体的な建物というふうにみなされるので既存遡及ががかかりますよと、その上乗せ工事もしました。そういうことも入れて変更案という形にして、30億という数字が出てきました。これは建設費

30億ですよ。それで、新築移転の場合は65億が出ているのかな、今ね、65億ぐらいだったかな、新築移転、整備案1。整備案1も、もとは97億2,000万、それが74億8,000万、そして、このたびの全体構想で65億6,000万ぐらい出てきたのかな。そうやって新築移転も下がってきた。これも、もともとは市立病院土地に2万3,500平米の新しい庁舎を建てて、そこに一つに市役所機能をまとめてやりましょうという考え方でスタートしたわけですよ。それが、今は駅南庁舎の6,100のスペースを生かしながら、庁舎として活用する。したがって、市立病院のそこは1万7,400ということで、総枠の2万3,500というものは生きているのだけど、その新築部分が1万7,400ということになってきたわけです。現実には、駅南庁舎の6,100があります。それから、今こちらに6,800あるのだけど、2階建ての部分を計画道路の絡みもあるので、解体しましょうと、その部分を含めて第2庁舎に新第2庁舎を駐車場に建ててやろうということになると、大体、駅南庁舎、それから駐車場に建てる増築部分、それから、ここの現在使っている本庁舎。大体、3分の1ずつぐらいの感覚的に大きさになってくる。やっぱりそこで、この新築であれ耐震改修であれ、どちらが100%正しいとか利があるとか、耐震改修だから100%だめだとか、利がないとかって、そういう話ではないと思うのです。

やはり、ここに5つの整備案が出ていますけども、防災の機能、この部分にしても、私はこれリスク管理の面も出てくると思うけども、当然、2号案にも防災機能を充実を図るということで、住民投票には500平米の床を上乗せで提案をしています。それから、やっぱりリスク管理という面で駅南庁舎は、補完的な施設という鳥取市の位置づけがありますから、だから駅南庁舎と、こちらの本庁舎で2つに局をつくって2局にして、それでどちらか一方、災害に合った場合でも、何とか一つは残ってほしいという思いで、そういう防災機能のリスク管理の面からいっても、私は防災の機能の強化とリスク管理という面では、こちらで耐震改修を進めていく、この利点があるだろうというふうに思っています。

それから、この庁舎機能の適切な配置だとか、活力と魅力のあるまちづくり、これはもうかぶさってくる部分あると思いますけれども、私は、この鳥取市のまちづくりというのは、やはり城下町ですから、久松山を扇のかなめとして400年以上かけてまちづくりをやって、今の形態ができておる。それで、やっぱり街で、駅のほうは交通の要所、それから経済流通、経済ですね、流通のほうかな。それから、駅南庁舎、行政部分。これが一つの駅前の核になっている。それで、やはりこちらは文化、公共ゾーンというふうな核だと思うのですよね。だからやっぱり、そういうその活力と魅力あるまちづくりということであるならば、やはり今、私が鳥取市の進めている2核2軸のまちづくりっていうのは、私は方向性としては間違っていないし、これの中身を強化するべきだろうと思います。これも3番の庁舎機能の適切な配置というふうに、かぶさってくると思うけども、私はこの210ヘク、東部圏域25万の商圈の、やはりその210ヘクの中で公共施設を配置よく割り振って、やっぱり市民の方に回遊をしていただくということ、そういう点。それから、市役所に実際来ていただくので、私はこの地域が交通渋滞を起こす可能性が低いということで、市民の皆さんからすれば非常に来やすいところだろうと。それから、もし災害があった場合に、その公共ゾーンということで、やはり県庁なり日赤なり、いろんなところと連携強化がしやすいというようなこともあって、私は、この5つの方針、こちらの耐

震改修を支持する上で、そういう利点があるというふうに思っていますし、5番の費用は先ほど言ったように、そりゃあ新築するよりは、耐震改修するほうが明らかにコストは削減できるという部分もある。それで、やはりお金を全て使うのではなしに、財源がある程度限られておるから、お金の使い道を、もっと我々議員が精査して執行部に物申さなきゃいかんと、そういう思いがあります、私自身。だから新築移転のほうにも、こういう5つの項目に当たってメリットとしてされるところもあるだろうし、我々、耐震改修を支持しとるものからすれば、この5つの整備方針、これについて、こういう点ではこういうメリットはありますよということを、私は、我々のほうとしても言えるということであります。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 まず、橋尾委員の今、話されたことですが、この耐震改修といわれますけど、非常に、何度も言いますように、前の委員会でも、この庁舎は50年前に建てられた庁舎です。50年前の設計基準。例えば、この柱でも鉄筋の配筋の間隔なんかが全然広いわけです。今はもう阪神大震災以降の設計基準なんか建築基準、全然狭まっていますからね。ああいう鉄筋の配筋、あるいは、その丸鋼とか異形鉄筋とかあるでしょうけど、丸鋼が使われたりしとるということもあるでしょうし、その面もあり、この耐震、免震工事や何か言われましたけど……（**発言する者あり**）いや、そういう格好で、いろいろ聞くと、そういう技術的にも非常になかなか難しい面もあると。それをやっているいろいろもたせるもたせる言われても、やはり。建物劣化度、コンクリートの劣化、非常にひび割れやコンクリートが、もうようにぼろぼろになったり、露出しとるとこ見られたでしょうけど、それがまた後、何年かでもずっと出てくるということなのです。その辺で、あくまでもこの耐震については、非常に二重投資的になりそうだと、執行部のほうが出されていますけど、それは間違いないと思います。それとまた、サービス面で言われましたけど、結局、今現在、年間4,800ぐらい各庁舎を回っておられるというのがありましたね、あっちに行きなさいと。前も言いましたが、それ以外にも皆さん知っとられるわけです。あそこ第2庁舎だ、本庁だ、駅南だと知っとられても不便であっち来たりこっち来たり、間違えず行きとられる方が多いのですよ。その辺の今、執行部が出しています、この5つの整備方針、市民サービス機能強化ありますわね。それと適切な配置、庁舎機能の。そういうの含めて、これはもう非常に今の現在地のどうのこうのって、あっちとこっちだということはちょっと当てはまらないと思います。また、それと交通渋滞、ここはいいと言われましたけど、ここを交差点近くで非常に駐車場が大混乱ですよ。60%ほとんど年間、非常に交差点周辺で、もう渋滞すると入れないというのがあります。非常にここは、本来なら交差点から100何メートルは道路をつけられないということですけども、ここは出入りということだけ、国交省は許可しとると思いますけど、非常にその立地条件の中で、非常に交差点に近いとこでありますわね。それで、また駐車場がいろいろ、狭くなったり、この構想で地下でもなれば、ほとんどもうこれは渋滞して、機能が低下するということであります。その辺が、だから渋滞ないとか、立地条件がいいということは、ちょっと当てはまらないと思います。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 橋尾さんのお考えをお聞きしたのですが、耐震でも防災等の対応はできると

いうふうにおっしゃられました。だけど、決してその新築と比較して優位性があるというふうな感じは受けませんでした。第2案では、防災機能500平米加算しておられますよね。これ、ちょっと策定したときは私も議会にいたのですが、この根拠がちょっとようわからなかったということで、十分に防災機能が発揮できるような500平米の根拠ってというのは、ちょっと教えていただきたいのです。それから、市民病院とこよりこっちのほうが来やすいと思うというふうにおっしゃられました。交通渋滞やまちづくりの観点から見ると、こっちのほうがいいと思っておられるというのは、お話しはわかりましたけど、これも主観の違いだろうと思うのですが、私は決してそうは思わない。駅周辺のほうが、はるかに交通の便はいいし、新市のほうから来られる方にとっては便利がいいというふうに思いますね。その500平米の根拠ですね。これをちょっとおわかりになられましたら、お答え願いたいと思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 どうしても500なければ、防災機能を強化するという面積として適当かどうかは、我々も判断しかねたところがあります。ただ、23年の6月ですけども、方向性を出されて、基本計画をまとめられたのが10月だったのかな、きちっとしたものが出てきたのはな。それまでに資料としては出てきたのですが、日本設計さんのほうの基本計画で防災機能の強化ということで500平米、これが基本計画に載っておりました。当然、これからの時代、そしてまた東日本の大震災、これなんかも踏まえて、やはり危機管理はきちっとなくちゃいかんと、そうであるならば新築で計画をされている500平米、もっとこれを床として増築をしようということで、具体的な会議室がどれくらいいるとか、あるいは防災の司令室がどれくらいいるか、これはやっぱりその鳥取市の防災に対する危機管理室が考えることでしょうから、それを我々が聞かせていただいて、その面積が了とするのか否とするのか、それはこれからの課題だろうというふうに思っています。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 もともと500平米というのは第2号案に載っていたものなのですよ。日本設計が持ってきたものじゃない、こちらのほうから500平米というものをということで、これも本当に500平米でいいのかと僕、思うのです。先ほどの話もありますけども、防災のスペースですね、これ要らないということでしたけど、私は要ると思っております。いろんなところを見てきてですね……（発言する者あり）要ると思います。そういうことを考えると、やはり対応するためには、やはり新築なのですよ、そういうことを対応しようと思えば……（発言する者あり）うん。だから、議員間討議だけど、そういうこと言われるから、私も考え方をこうなのだとことを言いたかったということですね。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 全国的に見ると防災の強化というか、防災の機能というのは大体、平均すると290平米とか300平米じゃなかったですかいね、全国的に平均からいくと。それで、だから200平米が適当なのか300平米が適当なのかね、500平米が適当なのか、それはもうこれから執行部と詰めないといけない話だけでも、要は、今の時代に、やっぱり市民の生命財産を守るというのが究極の地方自治体の責任ですから、それで増築を駐車場のほうに計画していますよね、

2号案。その中に防災機能の強化ということで、防災対策本部、その床を500平米上乘せしているってことですよ、2号案というのは。だから、ここの4階の狭いところにそのまま置いとくっちゃう話じゃありませんよ。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 防災機能の500平米っていうのは、防災機能とはなっていますけども、実際には免震工法をするということで、こちらの庁舎も狭くなる、免震工法でそのときやったじゃないですか。免震工法でやるということで住民投票にしたじゃないですか。そのときはそういう考えでやられたということで、ただ防災機能だけのスペースじゃないというふうに思っていますし、私はこれは議論あるところですね。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 4つ案が提案している中で議論をしなければいけないという立場で言いますけどね、この基本方針というのは共通の中で盛り込まれておるわけですよ。ですから、この5つの方針というのは、十分どういう建て方であろう、どういう居ずまいであろうが、このことは盛り込んで行かなければ将来の鳥取市の庁舎のあり方としては必要なものなのだとということで進んでいるのですよね。ですから、どの庁舎でも利はあるのですよ。ただ、違いが出てくる部分は規制された建物、面積が決まっている、階数が決まっている、あるいは敷地面積が決まっている、位置が決まっている、そういった部分でデメリットが比較されておるわけね、それを比較しても、やはり新築のほうが効果的に投資をできるということで、私は新築ということを行っているのですよ。それと、棕田委員が、やはり費用というものは大きな決定する要素に値するということを言われました。私もそう思います。そういったもので考えても、イニシャルコストにしてもランニングコストにしてもライフサイクルコストにしても、どの部分でも新築のほうが利点があると数字に全部示されているのですよ。その部分を踏まえて、古いものに、それほど投資する必要があるのかということを、いつも言っている。そして、今使える財源があるじゃないか、これを逃して将来に新たなものを建てようとするときには、一般市民に本当に大きな貴重な財源を求めなければいけない。そういうことを我々議会は進めるべきでないということを言い続けてきているわけです。これの何がどこが違うのかという意味で現庁舎を耐震改修すべきだと言われる方々は、メリットを市民に示すべきだと思いますよ。今まで、余り言っていない、言われてないと思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 今まで言われてないってことですが、ある程度、議論といたしますか、発言もさせていただいたつもりですが、私は執行部が出しておられる、今のライフサイクルコストを含めた数値等、それがどういふのですかね、故意に曲げた数字だとは思っていません。ただし、いろんな考え方、一貫して言っているように、いろんなやり方っていうものがある。そのときに第三者の、なおかつ複数の提案を受けながら検討していくべきだと、新築移転を推進してきた、そのものだけが出した一つの案を検討することについてはいかがなものかということをお願いしている。あわせて基本的な考え方や大きな枠組みというものについては、我々素人といえども議員ですから職責もありますから、その一定のしっかりとした議論はしなけれ

ばなりません、いわゆる基本計画にかかるようなものを我々議員がつくるというのは、それは現実問題困難なことでありますので、それについては、やはり執行部が出されるべきだと。そのときに第三者の複数の提案というものを踏まえながら、執行部も検討され、それも踏まえて議会の側も検討すべきだというふうには、私はこれまでも申し上げてきたつもりですが、先ほどの有松委員の御意見もお伺いして、なおかつそのことだけは、また御意見あると思いますが、申し上げておきたい。１点、委員長、私が議員間討議にまた移っちゃったので、執行部の発言のあれがなかったと思いますが、先ほど質問した点と合わせて、もう一点、ちょっと執行部をお願いしたいので、御解答いただきたい。

中西照典 委員長 はい、執行部に質問どうぞ。

棕田昇一 委員 来庁者の交通の利便性とかというようなことが先ほど出ておりましたが、それにかかわって、来庁者の交通手段ですね、例えば自転車だとかバスだとか自動車だとかＪＲだとかね。来庁者数はデータ出ておりますけれど、どういう交通手段で何名来られているのか、そのデータとられている、データに照らしてですね。その中身と、今度は移動元ですね。例えば列車で来られたにしても、大ざっぱに、それが小学校区なのか中学校区なのかね、例えば湖山あたりから来られているとか、あるいは青谷から来られているとか、バスにしても、すぐ近隣の、例えば私の方面で言うと、吉成の辺から来られている場合と、佐治の辺から来られている場合とありますよね。この交通手段と移動元っていいですか、もともとどこからおいでになったのか、これによって交通手段というのは随分変わってきますので、そのあたり来庁者の利便性というときには、単に数だけではなくて、どういう交通手段でもって、どういうところから来られているのかと。例えばの話が、私でしたら車を使いますからＪＲの便利、不便利は関係ない。バスの便利、不便利は関係ない。逆に、ＪＲを使う人にとっては、やっぱりそれが一番利便性ってことになってきますので、そういう具体的なもので検討しなければならないと思いますので、そのデータをお持ちであれば、それを御説明いただきたいと。以上です。

中西照典 委員長 そこにあれば、答弁してください。なければ、無理なら、それ置いておきます。

亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 そうしましたら、最初の防災の件、備蓄倉庫ですか、こちらの考え方等からちょっと御説明なりということとさせていただきます。

まず、備蓄倉庫、じゃあ何平米必要なのかという根拠でございますけども、これ、県で協定を結んでおります防災備蓄です、相互応援協定も結ぶということで統一品目で、それを備蓄しているというのが現在でございます。現在も各小学校等において備蓄をしておるのでございますけども、規模をふやして300平米という形の倉庫、こういったものがやはり防災の拠点に備えるということが地域防災計画、この中でも訴えられているところでございまして、新たに備蓄というものを全市的にカバーできるもの、さらには応援ができる体制をとということで300平米というものを確保するということで、ここで提案しておるところでございます。

それから、多目的スペースにつきましても、用途についてはその名のとおり多目的でございますので、災害が起きたときに関係機関、それから支援、こういったときのためにこういう多

目的スペース、こういったものを確保できれば、防災拠点としても常時そこで対応できるということで、ここで面積を確保しているところでございますので、広い、狭いというのはその中で議論されることはあるかも知れませんが、鳥取市が今回提案しております全てが、これはやはり同じ庁舎整備に当たっては目指す姿っていうものは共通であるわけですから、先ほど言いました5つの方針、こういった中で、こういったものが確保できるか。耐震改修しても、この限られた本庁舎だけじゃありませんのでね、整備は。改めて増築する部分があるわけですから、そこをどれぐらいの広さ確保できるのか、これを同じ条件でやっていかなきゃならないということで、市としてこれを確保するにはこういったものが必要なのかということで、多目的スペースも考えてきたところでございます。

それから、来庁者の関係でございますけども、これは、来庁者の利便性ということを考えてみますと、当然、交通手段というものは公共交通機関ですか、それから自動車等の手段、こういったものがありますけども、そういったものを、利便性を確保するのにどこがいいかということに主眼を置いておりますので、当然、来庁者の数という中で自転車で来られる方もある、歩いて来られる方もある、それからバスなり、それから自家用車で来る方もある、あらゆる方法をとってみても一番いいところということで、ここは比較させていただいたということが実態でございます。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 まず、最後の来庁者のところは、私の質問のデータはあるのですか、ないのですかと、あるとすれば説明してくださいですから、先ほどのような答弁を求めているのではないということが1点。あとで御答弁いただいたらと思います。

もう一つは、備蓄倉庫ですけど、やはりこれについても300平米必要だということの根拠というか積算といいますが、それをお尋ねしたのですね。例えばの話が、やっぱり備蓄倉庫についても、まさに集中と分散という考え方があるわけで、幾つかに分散させておいたほうがいいという考えもある。しかし、それも余りにも多くの分散というのはやっぱりかえってよくないということもある。じゃあ、1カ所だけがいいかということ、や、やっぱり何カ所かに置いたほうがリスク管理の点でもいいっていう場合もある。そういうようなことも含めて、あるいは踏まえて、この300ということの根拠をというのが、この備蓄倉庫のことでお聞きしたかったことですね。

それから、多目的スペースについても、これ私がこの考えを支持しているということではないですが、例えば一例としたら、あれ議運でしたかね、あそこに行きましたよね、視察に。あ、長岡、うん。例えば長岡市なんかは、市役所庁舎とは別のところにいわゆる防災の拠点施設があって、まさにそこを多目的スペースにしていって、いざというときには防災の危機管理センターになると。で、その隣にはたまたまか、あえてか知りませんが、消防署もあそこはあったり、建物だけでなく隣に大きなグラウンドみたいなものがあったり。ですから、私が言いたいのは、鳥取市がそれをしなさいよと言っているのではなくて、まさにそれらについてもやっぱりいろんな考え方がある、あるいはまた諸事情というものももちろんあるでしょう。そういう中で、多目的スペースを本庁の中に必ず置くのがいいのかどうなのかというのも検討の余

地があると思ったのと、もう一つは仮に置くにしても、じゃあ、この御提案のように800平米というものがいるのかどうなのか、あるいは800平米というものの根拠は何なのかと、こういうようなことをお尋ねしたかったわけですので、もう一度御説明いただければというように思います。

中西照典 委員長 亀屋局長。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 備蓄倉庫につきましては、先ほども申しましたとおり学校ですね、今現在学校で分散して備蓄をしているわけです。県下全域で備蓄総量決まっております。その中で鳥取市においては、各学校に分散して備蓄しているという点と、それから、防災拠点としてやはり、いざ災害起きたときに回収して回らなきゃならない、そういったことも踏まえると、ある1点に集中しとかなきゃいけない部分もあるのではないかとということで、今回提案させていただいたのが備蓄倉庫。それを庁舎として整備する中で、防災拠点とする中に整備していきたいということで、300平米というものをここに確保させてもらったということで、提案させていただいたところでございます。

それと、多目的ホールの考え方については、もう先ほどの議論に尽きるところでございますけども、やはり本来拠点として1カ所に対応ができる、これは今回整備の中においては考えられるスペース的なものについても確保できるということで、提案させてもらったということでございますので、防災だけではなく、その他市民サービスに向けていろいろな目的で使えることもあるということで、防災だけを考えてみれば、先ほどおっしゃったように防災センターなり、そういったところで集中的にやれば、別の場所でも考えられるじゃないかという議論もありますけども、鳥取市の庁舎整備に当たっては、本庁舎、これを防災の拠点として位置づけていくわけでございますので、そこに付随していくという考え方で多目的スペースは考えております。

それと、先ほどのもう一つ、交通の拠点ですね。この件に当たっての来庁者がどちらから来られているのか、集計とられているかということでございますけども、それについては、どこから来られているかということは把握しておりません。手段については、これはデータとして、車ですね、自家用車ですね、これが60%、それから自転車、これは12%。バスが5%。残りが徒歩というような形でございます。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 それこそ私ばかり言ってもいいけませんので、また機会があれば申し上げたいと思いますが、今お聞きしても、やっぱり備蓄倉庫のことについても多目的スペースのことについても、やはり私は少し違う考え、今のおっしゃられたのも一つの考えでしょうが、必ずしもそれがベストとは思わない私の考えもありますし、さらにやっぱり議論も深めていけないといけない点もあると思います。

あるいは、交通手段のことについても、じゃあＪＲに近いから便利だって言うけど、え、じゃあＪＲはどうなのだいなど。ＪＲに近いほうにあったら、今はないけどそういう利用者が出てくるといことなんかいなというあたりも含めて、もう一つわからないところありますが、議論は深めたいと思いますけど、とりあえずちょっとここまでにしときましょう。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 今、5つの方針に沿って防災機能について議論が交わされているところですが、この防災機能の面については全体構想の、私たちがもう既に確認をしておりますが、3ページの、市民の命と暮らしを守るため、常に迅速に災害対応の体制を整えることができる防災拠点の整備や、災害対策本部、本庁機能強化、対策支部、総合支所との連携強化を初めとする防災力の総合的な強化が急がれるということの前提があって、そして、先ほど椋田委員が言われた第三者機関において、防災機能はどうあるべきかを議論されたわけです。専門部会で鳥取大学の工学部、地域安全工学センターの意見が反映をされているわけですが、その第三者意見としてこの災害対策本部の会議室は100平米必要ですよ。防災情報システム管理室も100平米、それから防災災害備蓄倉庫、先ほどありました300平米必要だ、また一時避難やボランティアの方々が訪れる、また救援物資、それを受け入れるためのスペースとして、多目的スペースとしても800平米は少なくとも必要だということがあった。先ほど、長岡の市役所の、また防災センターのお話が出ておりましたけども、私も総務企画委員会で一緒に同行させていただいたわけですが、それぞれの自治体において考え得る限りの想定をした中で最大限の準備をしようというあらわれだというふうに私は思ったわけです。長岡市役所についても中心市街地に新築をされ、そして災害時にはあの1階の大変広いスペースに市民が集まって来るだろう。当然ながら、この市役所の本庁舎においても備蓄もされていると思います。そして、さらには郊外に、先ほど委員が紹介になった防災センターもさらに設備として整えているということであるわけですし、ですから、鳥取市がこれから、今ある環境、今あるそういう状況の中でどう最大限、災害を意識した、この想定被害を意識した中で、市民に安全安心を提供できる市庁舎をつくっていくのか、さらには市民サービスの機能の強化とか、こういったことを今議論しているのだと私は思います。

それで、リスク分散のお話、リスク管理のお話も出ておりましたけども、これについても、第3次の委員会でも議論になりましたが、リスク分散の考え方というのは、先ほど橋尾委員のほうから、この本庁舎が万が一倒壊をした場合、駅南庁舎があるので、そこでリスク管理が行われればという御意見だったわけですが、一見そういうふうに、リスク分散というと何か機能をそれぞれに分散をしておけばいいというふうに捉えがちなのですが、本来リスク分散というのは、その分散をするその庁舎なり施設そのものに、本庁舎なら本庁舎機能がきちっと備わっていなければ、これは本来のリスク分散というリスク管理、事業継続ということにはならないわけですから、やはりそう考えると、まず肝心かなめの本庁舎がしっかりとしたその機能を持っていなくてはならない、より強固な建物であらねばならないというのが、私はこの意見の前提にないといけないじゃないかなと、この耐震性の高い駅南庁舎があるから、そこで万が一のときにはリスク分散、リスク管理ができるということではないように私は感じておりますので、一言申し上げました。

それから、もう一点、住民投票のことについては、私は余り触れたくはありませんが、経過のこともあるのですが、一つだけ私は参考までに伊藤委員に、もう既に御承知かもしれませんが、中央大学の総合政策学部が、これは市役所の委託を受け

たわけじゃなくて、本庁舎の住民投票というのが全国で初めて鳥取市で行われたということから、学術的に調査をされたその研究論文については、伊藤委員も御承知だと思いますが、その中でこういう記述があるのですよ。いざというときに、災害弱者となるのはお年寄りやあるいは障がい者の方々などである。こうした方々への配慮に関しては、単純に多数意見のみで決められるものではなく、市庁舎整備に当たっては大きな方向性に沿って、全体的な検討が進められる中で個別に検討していくことが必要な領域と考えられると。私は、これは極めて客観的な御意見だと思ってしまして、こういうことから執行部が市庁舎整備の5つの方針、全体的な方針に沿って、個別にいわゆる縦分けながら私たちに示してくれているということのやっぱり経過については、このような論文からも、私は非常に、多分に多くの市民の皆さんも納得をしていただけるのではないかなと、こういうふうに私は思っておりますので、あえて意見を述べさせていただきます。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 今言われたことは、当然、市庁舎整備をする上でやっぱり考えていかななくてはいけないことだと私は理解しております。この中央大学の先生の分は、住民投票が終わった後の意識調査ですね。それで、客観的に述べられたことだと言われたとおり、客観的にそのように思われたということは、つまり、鳥取市がやった住民投票がそういう観点がなかったと受けとめられているのかなと、この先生はね、いろいろ考察するに当たってね。だから、これはこの先生の受けとめ、考え方であって、やっぱり私は何回も言いますが、住民投票で結果が出たのでありますから、それに沿って、やはり今言われた障がいを持っておられる方でも安心して使えるような、そういったところは十分議論して、配慮をしてやっていくことは大事だと思います。ただ、この5つの方針、これがどういう整備をするにしても、こういう観点からいろいろ見ていかななくてはいけないというのは、私もわかると言いました。それで、全て真っさらにするのであれば、それなりの広いところで新しく建てるのであれば、ここに書いてあることは当然取り入れられると思うのです、お金に余裕があればというか、費用も見ながらね。だけど、耐震改修っていうのは、今ある建物を使っていくわけなので、先ほど有松委員さんが言われたけど、何か決まった建物があって、場所も限定されてっていうそういう条件の中でっていうこと言われましたけど、本当、そういう条件の中でいかにこの5つの方針、5つの考え方を取り入れていくのか、そういったところにやっぱり知恵を使っていくっていうのが、私は必要なことだと思っているのです。だからメリットをつくっていくっていうのかな、メリットは何か何かってよく言われていますけど、私はそういうふうに思っているので、だからあくまでも私は、耐震改修で住民がやはり選択をしたっていうことを重く受けとめてやっていくというのが最大のメリットだと思うし、この5つの方針に沿って最大限努力をしていくということが、私は議会がとるべき態度だと思います。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 伊藤委員が言われる部分に関して、執行部はやはり、特にその部分をまげてデメリットを書き上げておるとかいうことではなしに、最大限いい環境をつくろうという中においてでも、こういった不便さがあるということを示しているのであって、それはそれで、それ

を解決しようとするればまた別の何かを提示してつくっていかなければ、その問題は解決できないと、そういう問題は一つ置いて、共通の考え方の中で比較論としてこういう計画を出しましたと言っているのですよ。だから、それは素直に我々は比較をするべきだと、その中で耐震改修が必要だということであれば、やはりメリットを市民が感じるような提案の仕方であればだめだって、そういう部分を示していただきたいというふうに言っているのです。

ちょっとそれと、棕田委員が先ほどコスト面に関して重要な要素だという話をされて、私もそのとおりだという中で、で、棕田委員がよく言われる中、先ほど言われた中では、この執行部が提案しとる4つの案のコストとか、イニシャルコスト、ランニングコスト、ライフサイクルコストにしても、特にそれが意図的に曲げられたものではないと思ってはおるけどもと思われるのであれば、やはり真摯にそれは受けとめるべきだと思いますし、いつも出てくるのが、いろんな方法があるということをお示しになる。我々素人ではありませんから、執行部に提案してくださいということで今の提案が出てきとるわけで、それをないがしろにするような、こういう方法ばかりじゃなしにいろんな提案があるというのであれば、具体的にやはり御自分が示すべきだと私は思います。それ、できないのであれば、やはり真摯にこの出された共通に提案として出された条件を、やはり受けとめて我々は議論するのが議会の役目ではないかと、そんなふうに思います。それと、このコスト面を出すに当たっては、やはり複数の企業から相見積もりというか積算をとるべきだと言われましたけど、4つの案に関してその一つ一つに関しては、複数の企業が多分見積もりされたら幾らかの金額の差が出るでしょう。だけど、4つ全部並べさせると、共通の違いが出てくるはずですよ。ですから安い高いはあっても、その4つの案の比較論は、決して執行部の比較論と大きな差が出るはずはないと思いますし、そのような理解の中で我々議論を進めるべきだと思いますから、複数の企業から積算をとるといようなことは不必要なことだと思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 私は、積算というのも一つの方法ですけど、必ずしも積算ということに限っての提案じゃなくて、まさに私の主張で言えば、耐震改修及び一部増築ということで、どういうやり方があるのか、どういう描き方があるのかということの提案というようなケースも含めて、複数の第三者からのということを申し上げているということが1点と、もう一つは、有松委員のほうから先ほどの説明でこうこうこうがあるはずだと、で、私はそのように思うとおっしゃいました。そうかもしれないけれど、必ずしもそうではないかもしれないということですよ。まさにお互いに素人ですから、私よりはお詳しいかもしれませんが、私は、一議員がさっきもおっしゃるその基本構想のようなものを、じゃああなたが出しなさいと言われても、考え方や視点は言えても、それはやっぱり無理な話だし無責任な話ですから、ですから私は、執行部がそういう手法をもってその作業をやられるべきだったし、少なくともこれからはやられるべきだということを申し上げているということでもあります。

それから、先ほど桑田委員のほうでリスク分散の話がありましたが、たしか建物についてのリスク分散の議論もありましたが、先ほどの私の発言で言いましたリスク分散というのは備蓄倉庫のことで、備蓄倉庫については、私も、確かにあっちにもこっちにもいっぱいあるってい

うのは、それはよくないのだろうと思います、素人ながら。しかし、じゃあ1カ所がいいかということになると、私はやっぱり数少ない複数箇所のほうがいいのではないかという考え方もあるんじゃないかと思うのが一つと、もう一つは、先ほど局長のほうで、集めて回るとおっしゃいましたが、集めて回ってのは集めて1カ所にまた一旦集約するという発想のように聞こえましたが、必ずしも複数のところにと置くとすれば、ここの地域でどういう災害やが起きた場合には、あるいは広域でどういう災害が起きた場合には、その備蓄倉庫に蓄えているその食糧その他の物をどのように、どういうのですか、必要なところに持っていくのかっていうのは、まさにこれ方法論の問題だろうなというふうに思いましたので、何か、集めて回るといって、集めて回らないといけないこともあるかもしれませんが、必ずしも集めて回るといって表現だけに集約されるものではないんじゃないかと思いました。

それから、もう一点、桑田委員、もう一点ね、300平米とか800平米ということについて専門委員会でも云々とありました。ただ、私やっぱり、専門家が300と言っているのだから、800と言っているのだからではなくて、やっぱり専門家がこうこうで300と言っているのだから、専門家がこうこうで800という提案があるのだからという、こうこうこうということをもった300とか800とかいうことを、私自身がどこまでそれを知識でもって消化できるかという問題はあるかもしれませんが、少なくとも執行部の説明、あるいは市民への説明としては、こうこうの300、こうこうの800という、こうこうこうということが私は大事な説明や提案の仕方ではないかなというふうに思いましたので、これは別に反論っていうのではないのですが、私の意見として申し上げておきたいと思います。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 それぞれ個人的な御意見もおありでしょうし、備蓄倉庫の分散ということは椋田委員の個人的な御意見として承りましたが、今回示されているこの防災機能の強化の中で、多目的スペースであれ、この備蓄倉庫がなぜこの本庁舎の中にあるということについては、それなりのやはり私は、今回、鳥取大学の工学部ということですが、専門家の根拠のある御意見として提示をされているものだと思いますから、その内容は今つぶさに私もどうだということは言えませんが、全くそういう根拠もない中で専門家の方々がその議論の中で出されているこの広さ、スペースということではないというふうに私は思います。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私、ちょっと前の話で椋田委員の話ですけど、今の現在の職員の1人当たりの面積が広いという話がちょっと出ましたですね。このデータによりますと、24.4平米ということだったですね。この前も言いましたが、県庁では26平米、26.0。県庁の東部総合庁舎、立川が28ですね。御存じのように市と県の行政の違い等はいろいろあると思います。市民が多い、お客さんも多いということもありますし、その辺もある中で現在、見ていただいているでしょうけど、第2庁舎は11.4平米です。第2庁舎の中でも2階なんか、農村整備課、農林水産部、非常に通路もない、避難階段のほうにも入れない状態。非常にお客さんが帰るとき、わからない、キャビネットをあけられるとか、通路があかない、帰る場がわからないという実態、ありますよね。それで、議員間で、この委員でも見ましたように、本庁でも3階付近で車椅子

も通れない、3階や何かもびっしり詰まって、コピーとかで、すれ違いもできないような感じ。この実態を見ながら、ここでも17.6平米ですか、こういう実態でありながら、執行部としてはいろいろ、財団法人のほうの建築センターですか、そういうセンターでの26平米とかを参考にされたり、同じような人口規模の6市ですか、その1人当たりの面積なんかを比較されたわけですね。それでの24で広すぎるというちょっとその根拠、私はちょっと当てはまらないと思いますが、現状は御存じだと思いますので。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 寺坂委員にお願いをしておきたいと思いますが、間違ったメッセージを市民にしたらいけませんので、私は広すぎるなってことは言っていないよ。24平米が必ずしも必要ですかということを言っているのであって、24は広すぎるから、もっと狭くすべきだということを行っているのではなくて、まさにこの5項目のところで言ったように、一つ一つ切り取ってみれば、理想論は、理想的な姿はこうということがあるかもしれない。しかし、まさに総合的に考えていかないからということを行っているのであって、24が絶対的に広いとか、ぜいたくとか、そんなことは一切言っておりませんので、そこは間違いのないように、ちょっと待ってください、お願いをしたい。それで、やはりこれも言いましたように、潤沢のお金をつぎ込んで大きなものが建てられるのであれば、他都市には24どころか30ぐらいという例もあったと思いますから、それはそれもあるかもしれない。市民がそれをよしとするかどうかというのは、また議論はあるにしてもですよ。ただ、私が言うのは、ですから、どういうのですか、多少使い便利の悪い点もあるかもしれないけれど、今あるもので使えるものは使ってと。ただし、ここを使うというのは、ここだけでってことではなくて増築というところがあるわけですから、やっぱりそこのトータルの中で、あるいは駅南庁舎とのトータルの中で、やはり何ぼ何でも11平米ってのはやっぱり私は狭いと思いますよ。あるいは、17平米も単に17ってだけではなくて、実際にその車椅子がどうこうというようなことで、もう少しやっぱり私はいい状態にしなければならないと思います。しかし、それが必ずしも24ということでもなくてもいいだろうということとあわせて、どういうのですか、今マックスのとき、先ほど申し上げましたが、マックスのときの対応ではなくて、やはり中長期の目安を持ちながらの対応、判断ということも考えるべきではないかと。

もう一つは、同じような規模のところを参考にされたと言いますが、違いますよ。執行部に聞いていただいたら、同じような人口規模のところって言われましたけど、同じような人口規模のところではないと思います。もし、私が間違っておれば御指摘いただきたいし、執行部に御説明をいただきたい。この間、資料が配られましたよね、参考にした他都市、同じ人口規模ではありませんから、間違った前提での議論はやめといたほうがいいと思います。以上です。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私は言わないと言われていますが、私がメモしたのが、すぐ広いってことを言われましたのでね。

棕田昇一 委員 広すぎるとは言っていない。広すぎるとは。

寺坂寛夫 委員 それとまた、50年100年後の人口減の時代に合わせてすべきだとは言われまし

たし、現在で辛抱しなさいみたいなことだったですわね。ということは、職員に辛抱しなさいとか、市民に辛抱しなさいという格好にもとれるわけですよ。

棕田昇一 委員 あなたがどうメモしていても、そんなことは言っていないから。

寺坂寛夫 委員 だけ、その辺が考え方としてはきちっとした面積も、国の総務省の基準もあるじゃないですか。それも見ながら本当、市民にとって一番理想の面積はという考えですべきだと私はそう考えただけです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 相変わらずこの本庁舎の耐震改修に必要性を全く感じないのですけど、いろいろお話を聞く中で、棕田委員がよく言われる、そうであるかもしれないけども、そうでない。24平米にしてもそうで、一人がね、そうであるかもしれないけども、実際それが適当なのかというような曖昧な表現をよくされる。その工法は正しいかもしれないけども、それ以外にもあるんじゃないかという曖昧な表現をされる。これはなかなか議論進みませんよ。それは、一つの方法ではないですからね、建築にしても考え方にしても。そして各他県の事例にしても、財政面もいろんな面もあったり、地域的なものがあったり、ですからそれはなかなか難しい話ですよ。結論はどれが正しいとなかなか決めづらいというところを突いていろいろと聞かれるように、私は聞こえるのですよ。そういった部分があるのであれば、それは私はこう思うと言うのが先ではないかと、さっきも言ったのです。私はこう思うという部分を、私は素人だからわからないけども、それが本当に正しいのですかということ聞かれると、執行部はいつも疑われているような話でしかないわけで、もっと怒ればいいと、私は執行部でも思います。よく聞いているなあと思います。私が提案した者だったらそう思いますけど、まあまあそれはそれということで、もう少しその曖昧なところを突かれるのであれば、これ考え方がいろいろあるということ踏まえたら、私はこういう考えの中で、これは不必要だ、これはもっと削減するべきだ、何平米が適当だ、こういう意見を言う中で執行部と面積の適当な部分というのを正すべきが議員の聞き方ではないかなと私は思うのですけど、いかがでしょうか。

中西照典 委員長 棕田委員に言われた。棕田委員。

棕田昇一 委員 先ほど言いますように、数値まで含めていわゆる基本計画の全てにわたるようなことを、責任を持つての提案というのは、はっきり言ってそれはできませんわ。むしろ無責任だと思いますわ。ですから、そういう提案を執行部にしてほしいと。で、そういう提案と言うのは、私が言う、有松委員とここずっとやりとりしていますけど、やっぱり複数の第三者からの提案を執行部が受けて、それを踏まえて提案をしていただきたいということを言っているので、逆に言いますと、どういのですか、新築移転案を支持しておられる委員の皆さんも、この執行部のこの案がなくて、じゃあどんな新築移転案がええんだいや、数値まで含めて言ってみいやと言われてもそれはやっぱり難しいでしょう。そういう意味で申し上げるとということで、それ以上は責任持ったことよう言えませんかですね、ただ、多目的スペースとか備蓄倉庫については、こうこうこうで300、こうこうこうで800ということの御説明があれば、数値までは言えなくても、やっぱりもっと小さくていいじゃないかとか、いや、逆にもっと大きくないといけないじゃないかとか、そういう議論にはさらに加わらせていただくことはできると

思います。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 棕田委員、再三ですね、複数の第三者の提案を受けるべきではないかということをおっしゃるわけですが、この複数の第三者の方が提案をするに当たっても、基礎的な情報というのが必要なわけですし、それをどこに求めるかといえば、やはり専門家の御意見であったりとか、実際にここで職務をする職員の皆さんの御意見であるとか、そういったことというのがやはり基礎的な情報にならざるを得ないですね。それから、私たち議会の立場で言えば、これまで議論を尽くしてきた議会での経過、そういった中には専門家の設計業者の皆さんも入って議論を重ねてきたわけですが、そういったものを全て勘案して第三者の意見として提案が出てくるわけで、全く新たにこの第三者の提案者が自分たちで調査をし、これまでと全く違う視点で調査をして、そして提案をされてくることは私はあり得ないと思うのですよ。またそれをやろうと思えば、また私たちがこれまでやってきただけの相当な時間と労力というのが必要になってくると思うのです。それらをやはり考えれば、この今棕田委員がおっしゃっている第三者の新たな提案を受けるという意味というものが、余りこの理由としては、何ていうのでしょうか、理由にならないといえますか、執行部としても非常にこの回答に、答弁に困るのではないかなというふうに私は思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 それこそ、もう、もとの議論に戻っちゃうので、もう一言だけにしておきたいと思いますが、だからこそ住民投票の結果を受けて、その耐震改修を基本とした庁舎整備をするためにはどういうやり方、案があるのかということ、複数の第三者から提案をいただきながら執行部が提案されるべきだった。少なくともここまで来ているけれど、そこを今からでもやるべきだというのが私の意見です。もうこれ以上やめときますけど。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 確認の上でちょっとお聞きしたいのですが、その複数第三者の提案というのは、何についてプロポーザルを、プロポーザルのことですよ、やられるのか。これは耐震改修についてプロポーザルをされるのか、新築についてプロポーザルをされるのか、あるいは耐震改修プラス増築という形でプロポーザルをされるということなのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 棕田の意見はどうだと問われれば、私は一貫して言っているように、現本庁舎の耐震改修及び一部増築ということについてのプロポーザルということであります。議会の中での議論、いろいろこれからあるかと思いますが、私が言ってきたのはそういうことあります。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 そういうことになれば、この4つの提案というのは、当然それ審議できないというふうになりますよね、結論として。そういうふうに捉えてもよろしいのですか。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 その議論になると、それが私の意見ですけど、きょうこの委員会の冒頭のところで申し上げたように、前に進めてく議論、まさにどういう結論になるかは議論の結果としても、議論していくために私はこれまでの経過を踏まえて考えると、新築移転というのはいないというところの中において、じゃあどうするのだというところを、その議論に進めていったらというのが私の意見だったわけですが、話を突き詰めてそのように問われて、棕田自身はどう考えているのだというように問われると、今申し上げたことを言わざるを得ないというか、それが私の意見でしたので、そのことを申し上げたということです。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 そろそろ私は、委員長のほうでまとめていただいてもいいのかなと思ってはいますけども、少なくとも新築移転はないという棕田委員の言われる考え方、あるいは、本当にこの現在の本庁舎を使う必要があるのかないのか、こういった部分の中で、ある程度委員会として次の方向を示す最終結論を出すまでに、中間報告をまとめるという方向は出たじゃないですか。

中西照典 委員長 では、委員長として、このたびのこの2月定例における委員会ですね、私たちは陳情を受けました、6団体から。それは、あくまでこの市庁舎の方向を早期に取りまとめでいただくことに要請するということでありましてし、それを採択しました。

そこで、私はとにかくこの本庁舎を耐震改修するのか、あるいはそれではなしに、耐震改修にかえて新築するのかということを皆さんに問うてきました。で、私はこのことをお諮りしたい。それで、次の委員会からはその決まった方向性で話を進めていってほしいと思っております。

これは、皆さんにお諮りします。今、委員長が申しましたように、まずはここでこの庁舎を耐震改修にすることはいいのか、あるいは耐震改修ではなくて、新築でいくほうがよいのではないかということの決議をとりたいと思いますが、そのことについての賛成、反対を求めたいと思います。

じゃあ、有松委員。

有松数紀 委員 諮り方が、やっぱり一つにしていただかないと賛否を問うことにならんと思いますから、委員長が言われるのであれば、この現在本庁舎を耐震改修するのকাশないのかという聞き方を一つ絞っていただかないと、ちょっと返答がしにくいと思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 きょうも冒頭言ったのだが、委員長が、ここの庁舎の耐震、新築ちょうことで、新築っていうことをもう言われるのだけでも、冒頭に言ったように、新築にはいろんな幅があるのですよ。この間の委員会でも議論したように。市立病院のほうに新築移転をするという委員もおられるし、この現在地で新築を進めたほうがいいのかという委員もおられる。それから、当然住民投票にかけて今まで議論してやってきた耐震改修及び一部増築案、いわば、市のほうもここを耐震改修すれば活用できるという報告を出した上で、それで増築部分は駐車場に新しい増築分の第2庁舎を建てるという話があるわけですね。それをその耐震改修と新築と、ということで諮るっていうことが、新築ということはようわかるのだけど、その新築が

持っている言葉のこの議論を今まで深めてきた、その新築という言葉、非常に幅があるですよ。全然違う計画が複合的にされておる。これはやっぱり整理しないとだめですよ。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 ですから私は、この時間が限られている中で整理をしていかないといけないと思っているのです。まず委員長が言われるように、現本庁舎を使うか使わないかというまず議論、その後、新築ということであれば、まだここは深まってないということであれば、そこを深める議論を次のステップでやればいいわけですし、まずそのところを一つ一つ交通整理していかなければ、いつまでたってもこの特別委員会終わりませんよ。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 冒頭にも申し上げましたが、皆さん方おっしゃられているのは、その執行部の提案の全体構想をもとに議論しないといけないということを言われてきましたけど、だとすれば、その中で言われているのは新築移転案でしょう。執行部が4案示しつつも、その中の1がいいのだと、こう言っておられるのですから、まずそれに建てるのか建てないのかっていうのが諮るべきもので、その結果に応じて次のステップに行かないと、ここを使うか使わないかっていうのは設定自体が間違っていると思いますよ。納得できない。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 結論を急がなければいけないのは、現在、本庁舎を耐震化するかしらないかなんですよ。（「**新築移転するかしらないかですよ」と呼ぶ者あり**）

いやいやいやいや。新築移転に関しては、執行部から提案されたように、まだもう少し議論の余地があると、期間的に、合併特例債のことを考えたらですよ。我々、合併特例債を十分使おう、生かそうということで共通認識しましたよね。で、どこでこの本庁舎を使うか使わないかということを賛否をとることが、方法論が違うという話になるのでしょうかね。（「**新築移転案だからそれをまずは諮るべき」と呼ぶ者あり**）

新築移転なんてことは我々もまだまだ議論が深まってないと認識していますよ。（「**確かに中間報告まとまらない」と呼ぶ者あり**）

いやいやいや。だから、現本庁舎を使うのか、新築移転をするのか、2つの対決をするに当たって一つずつ潰し……。新築をするのか、移転じゃないですよ、移転の位置づけはまだわかりませんからね。ここで新築という考え方もあるわけですから。それを絞っていくのが我々の役目だということですから、本庁舎、いかにこの本庁舎をどうするのかということを諮って、何が悪いのですか。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 まず、委員長が提案されたどちらか、新築なのか、ここを耐震改修なのかってということで、使うか使わないかですよ、現本庁舎を。で、そこで、多数決になるのかな、それで方向性を出したら、次の委員会からはその出した方向性で議論していくという御提案をされたのですが、この委員会の始まったときに、各会派持ち帰ったことを言わせていただいたときにやっぱり多数決で、中間報告ですよ、中間報告を多数決で何かを決めて出すべきではないと私たちは会派で相談をしてきました。それで、そういう報告をした以上、そういう強引なやり

方をそのまま進められるってのは、当然ちょっと納得できないし、まずは私、やっぱり会派にもう一回持ち帰らせていただきたいと思います。

それと、当然、私はこの現本庁舎を使うという立場ですけれども、言われるように現本庁舎を使うか使わないかっていうのを、もう議論もそうしたので、この委員会の中で結論を出そうって言われるけれども、私は何度も言いますけども、住民投票したわけで、本当に住民投票に参加した市民の人にそういったやり方が本当に納得できるのかっていうところです。何の説明にもなってないし、ああ、やっぱり市議会ってこうなのだって思われますよ。本当に政治不信を招くと思いますよ。本当に市民に私は真摯に向き合っていないことだと思いますから、やはりそういう強引な決め方はやめていただきたい。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 私、執行部にも申したいところがあるのだけど、その前に、こうして新築を支持されている委員の方、それから耐震を支持しておる委員の方、やっぱりこの議論が伯仲するわけですけれども、やはり急がなきゃならんちゅうことはもう皆さん一緒なのだけでも、どうも議論聞かせていただいとって、やはり、何ていうのですかね、どちらがこう、何ていうかな、議論を延ばそうとしよるのか、私はわからなくなってきた。反対に、議論を延ばすことによって、この耐震改修及び一部増築案が物理的にできなくなる、この延期作戦かなというふうなうがった見方もせざるを得ないような気がしてきました。

そこで、執行部に僕ちょっと聞いてみたいのだけど、やはりこの地方自治体を運営していく中で、やはり市長初めとする執行部と我々議会は市民の負託を受けて、市政運営をしていかないかんですよ。それで、今回こうやって全体構想を出してこられたのだけでも、この全体構想の提案をされて、この特別委員会で一本化できるという自信を持ってこの全体構想を出してこられましたか。どういう思いで、私はこの全体構想を出してこられたのか、いまだにわからない。と言うのは、先ほどの棕田委員の話にも共通してくることだと思いますが、この整備1から4から出ておりますが、いえば、住民投票の結果を尊重しない形で、否決をされた新築移転案を最良の計画だというふうに提案をしておられる。いえば、整備案の2から4については、この整備案1をいい案だという形で浮き上がらせるために出してこられたのではないかというふうに受けとめざるを得ない。

そういう状況の中で、先ほど委員長が新築と耐震という形で決をとるという御提案をされましたけども、私は新築という言葉の中には現在地と新築移転と、これはもう明らかに計画が違いますので、これを一つのくくりにして決をとられるということについては断固反対をいたします。

中西照典 委員長 では、有松委員。(発言する者あり)

先ほどの橋尾委員の質問に対して、どうぞ。

- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 執行部がこの全体構想を示してきたということに関しましては、当然、今までの住民投票の結果を受けた第3次の特別委員会、この結果を受けて、鳥取市がどうあるべきか、どういう方向性を示せばいいかということは、これは今までの経過の何回も説明させていただきました。ですから、この内容についてはあらゆる可能性、これを踏まえて、4つの

案という形で提案させていただいたわけでございます。これ当然、住民投票における2号案です、これを基本に、議論をされておりませんでした防災機能の強化、住民サービスの強化、こういったものを踏まえてくると、改修だけでは済みません。増築する部分、この部分についても考えることによって、全体の市庁舎整備を考えていかなきゃならない、改修、改修だけじゃないのですよ。ですから、庁舎整備に当たりましては、当然附属する新たな施設、こういったものも総合的に踏まえて考えていかなきゃならない。そういったことを踏まえて、この4つの案を示してきたわけでございます。その中で、将来的にわたって費用の抑制、こういったことも踏まえて考えていかなきゃならないということで、総合的に判断して結果的に新築移転という形のものを、整備案1というものは、この庁舎整備で全てを同じような考え方をしていく中でどれが一番いいのかということ判断していったわけでございますから、これは特別委員会で議論していただいて、じゃあ本来あるべき姿はどうなのかということ真剣に議論していただいて、考えていただいたらと思って提案させていただいたところでございますので、当然議論を尽くしていただいて、一本にまとめていただくということが私たちの願いでございます。中西照典 委員長 先ほど私が提案しましたことに、有松委員のほうから訂正がありました。なるほどわかりにくい提案だったと思います。では、提案をし直します。本庁舎の耐震改修を進めるべき、耐震改修でいくべきか、本庁舎は耐震改修をしないという方向でいくべきか、これを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。(「委員長、委員長」と呼ぶ者あり)

これに対しての、提案に対しての採決をとります。(「その前に意見を」と呼ぶ者あり)

棕田委員。

棕田昇一 委員 何度も言いますけど、執行部が提案しているのは整備案1なわけでしょ。それに対してどうなのかということの意思表示をしないと次のステップに行かないじゃないですか。その設定以外にはおかしいですよ。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 今の棕田委員の考え方、我々違うのですよ。4つの案から、執行部は1で言っていますけど、4つの案の中から本当にとるべき将来の庁舎像はどうだろうということを議論しているわけで、1は執行部が言っているから、うのみで1がいいという話ではないのですよ。(「(聞きとり不能) 1がいいと(聞きとり不能)」と呼ぶ者あり) いやいや、個々はありますよ、ありますよ。執行部が提案しているから1を諮りましょう、ではないのですよ。4つの中からまだまだ議論を尽くさなければいけないけど、1つの考え方とすれば、現本庁舎を使う考え方が2つ挙がっています。それと、新築という考え方で、場所が違いますけど2つ挙がっています。そこを2つに絞っていこうという議論をしているのです、中間報告で。そして、1つ諮り方として、さっき言われましたけども、新築に関してはここで建てる建て方と場所を変えて建てる建て方とあるということに関して、まだまだ議論が深まっていませんよ。ですから、あえてこの3つの中の、今議論されとる部分に関して言えば、現本庁舎を使うか使わないか、これはきちんと方向が出せられるじゃないですか、今時点で。出さなさいけませんよ。もう待ったなしの時期に来ているのですから。だから、執行部の提案を諮るのではありませんよ。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 こういう提案であれば、新築移転の賛否を問う、現在地の新築の賛否を問う、ここでの耐震改修の賛否を問う、それでいいじゃないですか。

中西照典 委員長 ちょっと言っておきます。委員長は、大分前からこのことを、この本庁舎をどう使うかということを審議をしてくださいと私は提案してきました。だから、それに沿って皆さんが提案を出されました。やはり、それぞれにそれぞれの意見があるし、それぞれの思いがありますけども、これはここできちっと結論を出さないと、いつまでたっても前に進まない。それは皆さんも御存じのとおりであります。しかしながら、この庁舎の問題に関しては、今回で23回目です。平成25年1月に我々は市庁舎整備専門家委員会をここで設立しました。それから、その後、鳥取市庁舎整備推進本部から鳥取市庁舎整備全体構想を受けました。その間の説明もずっと受けてきました。で、その後、24年11月から今に至るまで、この点について話し合いをしてきました。それぞれの思いがあるわけです。しかしながら、どこまでたっても一つの妥協点もないわけですね。やはり我々は異なった意見がありますけども、委員会として方向性を出したい。そのためには、この本庁舎を耐震改修するのもしないのか、まずそれを委員長は提案しているところであります。**(発言する者あり)**

このことにつきまして、この提案に対して、賛成の方の……**(「その前に意見聞いてくださいよ」「その前に意見聞いてくださいよ」と呼ぶ者あり)**

意見は今まで出ていますよ。それを踏まえてですよ。**(「こんな強行でや(聞きとり不能)」「持ち帰らせてください」と呼ぶ者あり)**

いや、いけません。もう。

伊藤幾子 委員 何でだめなのですか。

中西照典 委員長 いい。

伊藤幾子 委員 だって、こんな大事な**(聞きとり不能)**。

中西照典 委員長 この提案について賛成の方の、求めます。**(「これはむちゃくちゃだ」「(聞きとり不能)ますよ」と呼ぶ者あり)** もう一度言います。

委員長提案として、この本庁舎を耐震改修でいくことに賛成の方は、賛成の方は手を挙げてください。

伊藤幾子 委員 おかしい。おかしいです。**(「副委員長サポートしてよ」と呼ぶ者あり)**

中西照典 委員長 賛成の方は。

じゃあ、反対の方は。

伊藤幾子 委員 ちゃんとまともなことやってください。おかしい。おかしい。

中西照典 委員長 じゃあ、ちょっと休憩をいたします。議事整理のために。再開は50分とします。4時50分とします。

午後4時35分 休憩

午後4時53分 再開

中西照典 委員長 委員会を再開いたします。

先ほどは委員長の不手際で混乱をいたしました。改めて委員長から提案を行います。

本庁舎の耐震改修について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いいたします。耐震改修についてこれより採決を行います。賛成の方の挙手を。

下村委員。

下村佳弘 委員 中間報告ということで方向を決めるということは、僕、賛成です。その中でこの中間報告をするのに手挙げまでするかどうかっていうのがやっぱりあるのです。それで、委員長も副委員長もはっきりと誰がどういう意見を持っておられるか、どういう意見か、これはもうわかっておられるわけですから、もうこちらに座っておられる人と、私の正面に座っておられる方とはもう全く意見が違ふということで、数もわかっているし意見もわかっている。その中でそれに沿ったような報告書を、中間報告書をつくっていただくというわけにはいきませんか。

中西照典 委員長 ちょっと、具体的にどういうことですか。例えば、この間それぞれが意見を言われましたよね。この間いわゆる新築を支持する人と、改修を支持する人はいらっしゃいました。それを。

下村委員。

下村佳弘 委員 わかってらっしゃるわけだから、採決するしないということでまたあると思います、いろいろと。その中でもう意見もわかっているわけですから、方向性も大体委員長はわかっておられると思います。わかっておられるというか、副委員長と相談してということになると思うのですが、どちらがどうだということがわかっている。その内容をよく文章にあらわして中間報告をしていただければいいというふうに思いますね。中間報告というその性格上、手挙げをして決めてしまうということ、最終報告ならこれ手挙げでもう決めるっていうことは当然しなければならないと思うのですが、これ中間報告で議長に上げるものですよ。これをこの委員の意見に沿った形で上げていくというふうな形をとれないものかなというふうに思うわけです。

中西照典 委員長 中間報告を出すということに対してその文案、皆さんに提示して、それは皆さんの了解を得ないといけませんよね。(発言する者あり)いや、文章をまだ見とられないから。この間、僕は、委員長がまとめて中間報告の素案を出します、出したいと思いますと言いましたら皆さん反対されたので、この間はね。ですから、今回きちっとそのことをお諮りしてその結果を中間報告に盛り込むのがいいのであろうと思って、私はきょうの今の意見を出しているところです。だから、それぞれの意見を盛り込むにしても、これから副委員長とも相談しますが、でもそういう形が、皆さんが委員長にはっきりと中間報告の文案を委員長、副委員長にとにかく素案をつくるのを任せる。だけど、そういうことで本当にいいのかなのかちょっとわからないけども、そういう意見に対してどうですか。

桑田委員。

桑田達也 委員 まずですね、委員長、副委員長で、この本日の特別委員会にそれなりの中間報告の文案が出ていれば別ですが、前回のときに、この議論を尽くしてからじゃないと、いわゆるきょう冒頭にもありましたけども、両論併記のような形で幾ら委員長が中間報告をされても、また次の委員会が開かれたときには同じこの議論が堂々めぐりをしてしまうわけです。

それでもう1点、下村委員が今おっしゃったように、委員長は今までの議論の中身から、委員長は我々がどう考えているのかわかるというふうにおっしゃるのですが、じゃあ委員長が先ほど言われたように、我々この4人がこの本庁舎を使うということに反対をするという意思を委員長がもし存じておられて、それが文案になったときにじゃあどのような反応が起こるかということですわ。我々この特別委員会の中できっちりとその辺の正否というものを判断しておかなければ、また混乱のもとになるじゃないですか、これは。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 中間報告というものの性格上、手を挙げて決めるというのは好ましくないじゃないかというふうに言っただけの話ですね。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 この中間報告を出さなければいけないということで、私も話をさせていただいた一人ですが、それは議論を前に進めるために、大切な時期だからということであえて提案をさせていただいたのであってね。さっき桑田議員が言われたように、大方の方々はこうだ、また別の異を唱える方々はこうだというような中で、全体の雰囲気はこんな流れだねみたいなことで出されてもそれ中間報告の節目になりませんよ。異の違っておる方々はそんなことは認めてないという話の中で、やはりさっき言われたようにまたもとに戻った話になるじゃないですか。それは市民に一步でも二歩でも進めたという中間報告にはなりませんよ。やはりその部分に関しては、こういった議会の中では合理的な、合法的なという言葉がありましたけどね、合理的に民主主義の中でやっぱり進めていかなければいけない節目に来ておるということで採決をとられるべきだと思います。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 下村委員さんが中間報告だからってということを言われたのですが、私もそういうことが以前この委員会で委員長から提案があったときに、中間報告なのだから多数決で何か方向を導いてそれを書くっていうのではなくて、やっぱりみんなが合意したことを載せるべきだっていうことを言わせていただきましたけど、やっぱりそうだと思うのですよ。今の現状を見ていても、これで仮にそちらが言われるように多数決とってもその後の議論が私は進むとは思わないし、それに耐震改修をするかしないかということで多数決、手を挙げて決めるっていうのは、私は住民投票をしているのにそういうことをするべきではないと思いますので、やっぱり無理をして中間報告、私、出さなくてもいいと思います。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 中間報告を出さなくてもいいなんて議論は全く、本当にこの間のあれは陳情でしたか、自治連合会の、何のためにあれを採択したかということにかえってもらわなくちゃいけませんよ、責任があるのですよ。いつまで議論をしているのだ、どんな方向でも議会がどういった方向で考えて将来の庁舎を示してくれるのだということを市民は待っているのですよ、早くしてくれと。中間報告出さなかったら最終報告もいつ出るかわかりませんよ、一つにこんだけ時間かけてでも2つに絞ることができないような特別委員会がね。今やっぱり絞り込んでいかなきゃいけませんよ。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 自治連合会からのその陳情を採択したからといって、必ずしも私は中間報告を出さなくてはいけないとは思っておりません。それが出せなかったら出せないという力量の議会だったのでしょう。私はそう思っています。

中西照典 委員長 ちょっと、今の意見はみずから自分の委員会がその程度だっていうことを言われたのですか。よくわからんけど。僕は委員長として非常に今の意見は問題があると思いますね。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 私の発言に問題があるととられても仕方がないかもしれませんが、それよりも多数決で決めるってことのほうが私は問題があると思っています。

中西照典 委員長 桑田議員。

桑田達也 委員 議会だからこそ多数決なんですよ。特別委員会でしょ、ここは。前回の住民投票の検討会は確かに代表者が集まって住民投票の条例検討をしたけども、それは代表者会の中でその合意を見る全会一致ということが根底にあったけども、我々は特別委員会、議会として今審議しているじゃないですか。これ何度も言うのですが、審議が尽くされたら、一定の審議が経過を見れば当然ながら議員として一つの方向性に対してその結論を出していくっていうのは、これはもう当然のルールであって、中間報告にしても先ほどの議論の中で棕田委員からでしたかね、私たちの任期にも触れられてもう時間がないのだと、これは共通認識になったじゃないですか、伊藤さんも含めてね。そうした中で逆算すれば、当然ながらこの議会でも中間報告を出すっていうのは極めて当然の話だと思いますよ。それを、合意が見られてないからこの中間報告なんかいいのだというような議論は、これは通用しない。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 ちょっと委員長の提案の仕方の部分で、もう少し整理をしていただきたいと思いますので、10分でもちょっと休憩もう一度とってくださいよ。この部分が混乱しておるものですからね。

中西照典 委員長 ちょっと待ってください。その前に副委員長が意見あります。

吉田博幸 副委員長 基本的には僕も下村委員と一緒に、中間報告でそこまで採決してというような気はないのです。ですから、するであればこういう採決の方法で決めてええのか悪いのかということを初めにまず第一に決めてもらうというようなことで進めてもらいたいと思います。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 採決するかしないかというのは、まさに委員長の専権事項です。委員長がそれは決めてやられるべきだというふうに思います。それは決めてやられればそれなりの判断を委員がすることだろうと思います。

中西照典 委員長 委員長としては、ここで一旦もう一度休憩とります。その中で次の意見を提案していきたいと思います。申しわけないですけども、20分まで休憩します。

午後5時05分 休憩

午後5時21分 再開

中西照典 委員長 それでは委員会を再開します。

先ほど副委員長が。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 休憩前に引き続いて再開をしたわけですが、先ほど下村委員のほうから提案というか動議が出て、中間報告、挙手採決までするのはいかがなものかと、言えば三者三様の議論がまだ真っ盛りの時期ですから、採決とるまでしなくてもいいのではないかというような動議が出されたわけですが、先ほどの休憩に入ってその結論というかそこは出てないわけですが、やはりそこを整理してから再開を進めていただきたいというふうに思います。

中西照典 委員長 橋尾委員言われましたけど、まさに副委員長がそのことを言っておられましてですね、採決を諮る前に下村委員が言われたように採決を諮るのはどうなのか、中間報告するにはですね、というのが出ていました。この件についてちょっと意見がある方。

有松委員。

有松数紀 委員 下村委員の言われた意味がまだ私はよく理解はできてはいいのですが、前回の、そして今日の議論の中で大体、委員の考え方はある程度、委員長、副委員長はわかっておられるからという話の中ではありますけども、一定の方向を盛り込んだ中間報告を出されるおつもりなのか、こんな意見がありました、こんな意見がありましたという両論併記みたいな、3つでも4つでもあらへんかというような話を中間報告として出されるということを経験して下村委員はおっしゃっているのか、ちょっとそこら辺、改めて聞かせてください。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 私は中間報告というものの性格上、手を挙げて採決するというような方向ではなくて、一般的にはそういう方向性は委員長、それから副委員長、事務局、そういうものでつくって、もう一度委員にお示しするというのが一般的な方法ではないかというふうに自分では感じているので、そういうふうに申し上げました。しかし、その委員長の専権事項である裁決権まで侵害しようとは思っておりません。委員長が裁決をすればそれに従いますし、しないと言えばそれに従うということですね。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 委員長の専権事項というふうに言われましたけども、その委員長が正副委員長でつくろうとしておられる案の中身が一定の方向を示した中身になるということを当然わかっておられるということでおっしゃっているのか、そこを確認したいのですよ。今まで議論がいろんな賛否両論出てきた部分を一つの方向にまとめた、次の方向として委員会としてまとめた中間報告の内容が出せるという判断で下村委員は言っておられるのかどうかという部分です。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 今、下村委員の発言についてなのですが、私の確認した感じといたしますが、それは先ほどありましたけども、中間報告の性格上、一般論的には委員長、副委員長でこれまでの議論の中身を精査されて、そして次回の、17日なら17日の特別委員会に諮るということが

確かに一般論的なものかもしれないけども、しかしながらこの特別委員会の今後の議論の重要性を考えれば議長の判断に任せるというような、私はこのニュアンスに捉えたわけですけどそれで間違いないでしょうか。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 当然、意見をくみ取って報告をするわけですから、手を挙げようと挙げまいと結論的には一緒なのですよ。それを少しレベルを上げてというのが有松委員の主張だと思うんですけども、私はそれがいいと思っているだけで、委員長はそれが決められるべきだということに申し上げておるということです。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 一貫して言っていることですし、この特別委員会の何回か前、こういう議論に入るときに伊藤委員も言われましたけど、我々しっかり議論して前に進まないといけないとは当然思っているわけで、しかし、それでその中間報告として集約できる意見がまとまれば当然そうしないといけないわけですけど、多数決までとってやるべきではないといいますが、それやると大事な問題で早く進めないといけないのに本当に禍根が残って私はかえって混乱するというふうに思いますので、ひとつそういうことのないような計らいを委員長のほうでしていただきたいということをお願いしたいと思います。

中西照典 委員長 そういう意見もありましたけど、私ははっきり言って明確に全体が賛成しないと中間報告の中に盛り込めないっていうことは、しないって僕は言っております。そのことは言っております。

ほかに、吉田委員、ちょっと意見があったら。

吉田博幸 副委員長 僕は中間報告ですから、そんなにきっちりした方向までも出さなくてもええというふうに基本的には思っております。ですから、諮られるのであればそういう諮ることを認めるか認めないかの委員の皆さんに意見を聞いてからというふうに思ったわけです。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 今、副委員長が言われた諮るか諮らないかっていうのをまずって言われたのですが、私はそもそも住民投票しておいてその住民投票に対する議会としての評価とか総括をしない中で本当に方向性を出すためのことを、手を挙げて決めようとする自体がやっぱりおかしいと思いますので、だからやっぱり私はまだ議論が尽くされているとは思っていません。肝心の議論をやっぱり避けられていると思っていますので、だから副委員長が言われた手を挙げて決めるのかどうかということについては、私それを諮るのもまだ議論が足りないと思っているのですが、そこに賛同が得られないのであれば副委員長の提案は、それを私は了としたいと思いますが、まだその前にやる必要があるというのが私の意見です。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 私は、委員長がずっと提案されていましてね、この問題、耐震の問題。これについて委員長ずっと前から言っておられますので、当然、ここまで23回かかりました。それと、またこの間の自治連の陳情もありましたね、6団体ほか。その問題でも速やかにきちっとした方向性を出すのだということにしたし、また、非常に喫緊で重大なこの庁舎問題です。ずっと

今までこの第三の特別委員会から専門家委員会をずっと委員会しまして、この23回というこの協議は、議論は非常に重たいものがあると思います。ある程度の方向性を出さなければ、議員として市民のため何が大切なのか、この喫緊の課題、その方向性を出さないでだめだと思いません。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 それともう1点ですけどね、委員長はこの特別委員会のこの議論が進む中で、何度となくこの私たちの意見を遮ってまでという言い方をすれば大変失礼ですけども、この本庁舎のあり方を議論してくださいと何度もおっしゃっておられたわけですし、私はそういうこの委員会の委員長のこの議事の進め方を考えれば、私たちのこの議論そのものがこの本庁舎の整備のあり方、どうするのかという議論できたのではないかと、特に本日の特別委員会はですよ。そう考えれば下村委員のほうからの意見はごもっともだとは思いますが、何度も申し上げますが、今、この時間が大変限られている中で私たちが三者三様の意見を述べたものを委員長報告にまとめていただくわけにはいかない、何らかの形できっちりと市民に示さなくては次のやはりステップ、ステージに移ることはできないし、有松委員もおっしゃったけども、この特別委員会の存在の意義自体が市民から問われることになると、こういうふうに私は思いますので、委員長の采配に私はお任せしていいのではないかと思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 この間の陳情で早く解決しなきゃなんということは全員で確認をしました。その中で一つの例えを言って申しわけない、全体構想が執行部のほうから示されたと、それを早く協議してまとめなさいというようなことが書いてあったですけども、これは我々特別委員会が議論を深めるための資料として出てきたわけですけども、やはり我々議会が一番基本に置かないといけないのは、市民の皆さんから住民投票求める署名を議会は否決しているわけですよ、対案がないとか、条例案に不備があるということで。それでもなおかつ、やはり5万4,000という署名が出てきたことによって、議会としてやはり対案をつくって条例案を決めて住民投票、最後の判断を委ねた、そしてこの結果として出たのですが、その検証の過程の中で団体のほうから陳情が出てきて、無効だというような陳情が出てきました。でも、やはり議会は全会一致で住民投票やってその結果を受けて、やはり住民投票に瑕疵はないと、正当な住民投票だということを再確認をし、そして検証作業、それから専門委員会の議論をして、今の全体構想の整備案が出てきたということであって、やはりこの基本をやっぱり忘れてはなんらんということを、やはり市民の皆さんに最終判断を委ねた、その中で新築移転を支持される方は新築移転の案がベストだというふうに思っておられる、耐震改修を支持しておられる議員は耐震改修がベストだというふうに思っておられる。しかし、やはり一つにまとめていかんかんという話になってくれば、やはりベストでできなかったらベターな案で妥協をしていくということにならざるを得ない。

ただ、やはり今の段階はお互いにやはり今のベスト論をぶつけ合っておるという段階で、きょう冒頭に、今の審議の過程の中でやはりなかなか一本化できないだろうと、そういう現実を踏まえたときには中間報告という意味合いの中で、やはり両論併記、三論併記と、今、三者三

様の意見が出ています。それもやっぱり一つの選択肢ではないだろうかということを申し上げましたけども、やはりそこを今出さないで我々の任期までに最終の方向性、方向ができないじゃないかということを言われることもよくわかります。だけど、きょうどうしても結論を出さなければ9月の最終の議会に我々が結論を導き出せないかっていったら、またこれはやっぱり別の点で考えなきゃならんというふうに思いますので、やはりそこは特別委員会として今の審議の経過も踏まえて、やはりとるべきところは中間報告という意味合いの中で、やはり皆さんが合意できるところで何とか方向性を出すという形でないと、それを挙手採決で今の審議の過程の中で強行採決をするということについて私は反対をしたいと思います。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 橋尾委員が言われた、きょう出さなければいけないことなのかということ自体が私はやはり認識が薄いというふうに言わざるを得ない。これまで何度も委員会の何次何次ということは違ってでも、5年近く、5年以上になるのですかね、議論をしてきて、市民も本当に庁舎は、議会はどういう方向に持っていこうとしているのだということをいつも言われて、喫緊の課題だということも始終言われて、中間報告だからまあそこまで詰めた方向を出す必要はないじゃないかというような話はやはり危機感が足りないと思いますよ。やはり4つの案が絞り切れてないのだったら2つに絞るぐらいの努力が必要だから、私はこの部分に関して大事なこの年度末、2月定例会の最終日には一定の方向を示さなければいけないということで委員長に再三迫ってきたわけで、やはり委員長としては採決を諮っていただく、これは大きな議会としての役目ですよ。それはいろいろ議論がありますけど、やはりどっかでけじめをつけてきて採決をとっていくのが議会の仕事ですから。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 有松委員も同じこと繰り返されていますけど、私もちょっと同じになるかもしれませんが、執行部が示しとる4つの案を2つに絞るというのは、そんな数、数字の問題が前にいくっていうことではないですね。中身の問題、質の問題であって、ですから執行部は単なる4つを出しているのではなくて、この全体構想案っていうのは新築移転案ということで出ているわけですから、私は、なかなかまだ十分議論尽くされてない中で強行突破しちゃうと、むしろこれからに禍根を残すし、先ほど桑田委員が私の発言の一部を取り上げて言われましたけれど、その新築移転案というのは言いましたように位置条例、特別多数議決がいるということになると、むしろ、むしろ急ぐ急ぐと言いながら我々の任期後に先送りするようなことになってしまうわけで、そうではなくて一歩前にどうしても多数決でも前に進めないといけないというのであれば、新築移転なのかそうでないのかまずこれをはっきりさせて、もしそうでないとなれば、じゃあどのようにするのかという次のステップにいくべきだと、ただ、私はきょうの議論を踏まえて、きょうの最後のほうに下村委員なり吉田副委員長から出されている、これからのためにやっぱりそこを大事にしてやっていくということが現時点では、この時間の地点では大事なことだと思っています。それが前に進めることだと思っています。

中西照典 委員長 桑田委員。

- 桑田達也 委員 この特別委員会で委員長は今議会のうちに中間報告を取りまとめたいという

ことは意思を明らかにしておられるわけですし、それを私たちも確認をしたと思います。ただ、その合意ということ、今、何度もおっしゃるのだけでも、これは私も何回も言わざるを得ませんが、この特別委員会はこの合意形成を諮ると、全会一致ということを旨としているわけではない、最終的には議論をした上で、委員会ですから議会ですから当然ながら賛否を問うというのがこれ当たり前の話です。ですから、この3月20日のこの議会の閉会日を考えれば、委員長のその意思を私たちが踏まえれば、次の17日の特別委員会が最後の特別委員会になる可能性も高い。そうした中で12日の特別委員会で、じゃあ本当に議論が深まってない中で17日迎えられるのかということになって、本日臨時で特別委員会が開かれたわけです。そして、棕田さん初め耐震改修のメリットもおっしゃって、そして私たちもそれもお聞きし、だけでもなおかつ耐震改修というもののメリットを感じることができないということを私たちも言っているわけです。さらに、3分の2のこの議決のこともまた改めておっしゃるのですけども、3分の2の議決のことについては、今この委員会で論じる話でもないし、また3分の2の議決というあの位置条例についてはその前段には、確かな庁舎の位置づけという考え方ということも議員として理解していなければ、あの3分の2の3項の3分の2のところの条文は読めないわけです。ですから、私たちがこの本庁舎のこの将来にわたる確かな庁舎のあり方ということを実際に踏まえた中でしか特別議決というのは私は理解を進めることはできないというふうに思っておりますので、改めて言いますけど、この特別委員会でこの3分の2の特別議決のことを持ち出されるのは現時点では違うと思いますし、委員長の御判断にまかせたいと思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 位置条例どうのこうのっていう話ではないですけども、位置条例っていうのは市長が提案するという方法もあります。議会が提案するという方法もあります、議会提案で位置条例を出すという方法もあります。鳥取市が23年に市立病院跡地に場所を決めて、それで工事費も決めて、基本計画もつくって、なぜ位置条例出されないのですか、通らないからでしょ。議会でも出せるのですよ。だけど議会が出してもその3分の2の賛成が得られないから議会としても提案ができなかった、それが現実でしょ。だから、そういう流れの中で議会では結論が導き出せないからということで住民投票条例案を全会一致で、この議員36人が全員賛成をして住民投票かけたわけですよ。そして、反対の陳情が出て住民投票は有効だという結論で議会は採決しております。

そういう流れであるならば、住民投票を尊重しなけりゃならんという尊重規定が入っておって日本全国その結果に従っておる、地方自治体が。そうであるなら我々もその結果に従って市民の皆さんに判断を委ねたのであれば、市民の皆さんの考えを形にしていってというのが我々議会に与えられた使命だと思うし、議会の中の構図からいえば、確かに新築移転を支持されている方が多いのはよく知っています。ただそれで議会で決められないという中で市民に判断を委ねた、そうであるなら、やはり我々議員が市民の皆さんの意思と乖離していたという部分もやっぱり率直に認めなけりゃならんところもあるわけですよ。そうであるなら、住民投票というものを尊重するのであれば、新築移転を支持されていた方のやはり市民の意思に従って、この現在地で何とか耐震改修がいいのか、あるいは現在地の新築がいいのかそういう議論なら我々

も乗れますけども、それが住民投票で否決された新築移転案が出されてくるということになれば、それは今のような特別委員会の議論になりますよ、なってしかるべきだと私は思っていますし、それ数の力で強行採決するということについて私は今の段階ではちょっと無理があると、このことだけ申し上げたい。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 その耐震改修に賛成か反対かで採決をとりたいというようなことを委員長は言われましたけれども、何回も言いますけど住民投票をしているわけですよね。その住民投票をしておきながら議会が耐震改修に賛成か反対かっているのを、中間報告をまとめないといけないからということで、私に言わせたら強行にそういうことをやっぱりするのをおかしいと思います。そういうことをする前に、やっぱり私は市民に対して、住民投票をしたのに何でこんなことになっているのだっていうまだまだそういった疑問が多いわけだから、桑田委員さんは住民投票のこと避けたいっていうようなこと言われましたけどそれを避けるのではなくて、やっぱりそこはちゃんと議会としてしっかりと私は評価、総括をした上でやっぱり議論をしていかなないと堂々めぐりになるなど、もうそれはいまだ変わりません。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 何も私は住民投票を避けているというわけではない。伊藤委員がおっしゃるように、なぜ住民投票をしたのになぜこんなことになっているのかという、まさしくそこがもうポイントですよ、市民の皆さんにとってもわけがわかんないわけですよ。議会がここまで5年間もいつまでもこの庁舎の問題、市民の安全安心を喫緊の課題と言いながら議論を長引かせている、そこが市民にとってはわからないですよ。住民投票をした結果、私たちが、もう何度もこれ同じ話をもうずっとしているわけで、住民投票で選ばれたこの20億8,000万のあの2号案ができないということになって、そして私たち議会としてなぜできないのか、できるようにするにはどうしたらいいのかっていうところを絞り込んでずっと議論をしてきた結果、3次の委員長報告にもなり、そして私たちが次の調査、研究のためにこの委員会も立ち上げて、そしてこの委員会の中で専門家委員会、執行部の対策本部、そういったところの意見も聞きながらきょう今日まで来たわけでしょう。

そうした中でその5つの方針案も認め、そしてこれから時間がないということも私たちは確認をし、その上で本庁舎のメリットということがお互い、伊藤さんはこの現本庁舎のメリットっていうことを余りおっしゃってはなかったけども、具体的には、私たちは私たちとして認めるわけにはいかないっていう結論に至っているわけです。これはずっと平行線なのです。ですから、そういう平行線のことを先ほど三者三様という話があったのですが、そういったことを委員長報告にまた盛り込んだって同じ話でしょ、これ。6月議会になったって、9月議会になったって。やはりタイムリミットを考えれば中間報告、先ほどの下村委員の確かに一般論としてあるけども、しかし市民生活のことを考えればこの中間報告ってというのは極めて重要なわけですし、そこに議会の意思というものが反映されなければいつまでたってもこの議論は終結ができない。先ほどあった9月の私たちの任期中に一つの結論に導いていくことができないから、委員長の私は考え方に賛同していると言っているわけです。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 そこが、だからいつまでたっても桑田委員とは同じ認識には立てられないところなんですけど、3次の特別委員会で住民投票の案が実現不可能だとなったけども、耐震改修でやっていくっていうこと全てが否定されたわけではないというふうに私は認識をしております。だから、結局第3次の特別委員会の委員の中でも認識がばらばらなまま今に来ているってことです。だから今回こんな手を挙げて本当に認識がずれたままで強行していても溝は深まるばかりだし、決していいことにはならないと思います。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 伊藤委員ね、住民投票のことについては、これは私たち議会の議員の35名全ての議員の責任論として議論すべきだと思います。それよりも私たち議員として責務を果たすのであれば、この任期中に誰が市長になろうがこの確かな庁舎整備のあり方ということを議論すべきであって、私はこの伊藤委員の今、住民投票、住民投票、私もわかりますよ、住民投票、この立案を受けて、そして提案を受けて、そして検討会で長きにわたって議論して、けども結論がこの時間も限られている中で、あの建築士事務所協会の成果品にしても否定をされて、そうした中であの住民投票条例を出さざるを得なかった、その責任については私は改めてきっちりその経過も全て含めて市民に対して説明もしないといけないし、議会としてもその責任を議論しないといけない場面はあるっていうことを再三申し上げているわけです。それはそれとして、今、この特別委員会に課せられているのは、なぜこの特別委員会が開かれているのかというと、あの3次の報告を受けて、そして一日も早くこの庁舎整備のあり方を執行部の提案を受けて今後進めないといけないということで議会として今開いているわけですよ。そうすればこの特別委員会として何を議論しなくちゃいけないのかっていうと、当然ながら執行部から提案されたこの全体構想案を議論しないといけないわけでしょ。そういう議論をしないまま、住民投票のときのあの市民の皆さんの意見が意見がってどこまで感情的に、伊藤さん失礼な言い方しちゃったけども、だから、伊藤委員のその理論を、この御意見を聞いていると、この特別委員会の私たち自身が設置をした特別委員会の意義ということ自体がわからなくなってくる。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 桑田委員がその住民投票のことについては35人全員の問題だから、みんなでやはりどうだったかっていうのはしかるべきときにやる必要があるって言われた、それは私も同感なのです。それをいつやるかっていうので恐らくずれていると思うのですよ。私はそれをやらないと先に進めないってことはずっと言ってきたつもりなのです、相手にされなかったけど。それをやらないと、特別委員会ではこれ、その住民投票のことはあっちってそういう頭の切りかえを私はできません。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 そういう意味ではなくて、住民投票も今までの私たち議会の議論の経過の中でこの住民投票を理解しなければいけないわけですよ。今後のこの庁舎整備の方向性を示す上でも、住民投票のあり方も踏まえて議会がこれまでずっと議論をしてきた結果、今、私たちがここにいるということを理解しなければいけないってことを私は申し上げているわけで、その上

で実現困難といわれた住民投票にかけたその対案に対する議会としての責任はまた別問題、違う場で議会としてきちり責任をとらねばならんと私は思っていますよ。だけでも急ぐことは、今この庁舎整備のあり方を、執行部から受けたこの全体構想案を受けて私たちは議論を深めて、何がメリットであって何がデメリットでないのか、耐震改修案はどうか、新築案はどうか、そのところを結論づけていかなければ、いつまでたっても市民に対してこの特別委員会として結論というのは私は出しようがないと思うのですよ。

ですから、今、橋尾委員がおっしゃったのだけでも、三者三様の意見があるからその三者三様の意見を中間報告に両論併記で書いてもいいじゃないかというこの理論が、この私たちの課せられている責任ということを考えたときに私は理解できないのです。そのことを申し上げておきたい。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 もう同じような話をお互いがやっているという状況です。住民投票の結果を受けても解釈の仕方が違うわけで、最初に受けた住民投票の結果が全てだと言われる方と、それから以降、提案した2号案が実現不可能ということを受けて民意が変わってきているという受け取り方、住民投票の受け取り方が違って、本来あるべき庁舎のあり方はこうなのだということを示すべきだという考え方もあるわけで、この部分に関しては当初からなかなか意見が食い違って来た、そういった中でいつまで本当にこんな果てのない議論を議会はしているのだということで陳情が出てきておるわけですよ、再三にわたって。ですから、この中間報告というのは通常の特別委員会の中間報告とは全く位置づけが違うわけで、曖昧な方向は許されないということで委員長にきちんと採決をとっていただきたい、これは仕方がないことなのです。みんなが合意をしてということではなかなか進まないですよ。それは皆さんの意見を排除することではありませんよ。提案しておられる4つの中をやっぱり絞り込んでいくというのが我々の責務だということに立って言っているのです。新築移転なんてとってどうするのですか、まだ3つも案が残ってしまうじゃないですか。少し同じような考え方でくると、現在本庁舎を耐震改修をするということを基本に考える方の案が2つ、それと、新築という考え方が2つ、大きく大別すりゃ2つあるじゃないですか。それで急がれるのはこの現在本庁舎をどうするのかということをもまず考えないと、次の合併特例債の申請にも間に合わなくなってしまうからこの部分をはっきりしましょうというのがなぜ悪いのですか。このことに関しては市民に責任がありますよ、曖昧な話では済まされない。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 どう言うのですかね、今の有松委員の御意見の部分について言うと、言いましたようにこれまでのずっと経過をたどってくると、採決をするとすれば新築移転をするかどうかということしかないじゃないですか。それをあたかもそうでなかったら合併特例債に間に合わない。執行部、間に合わないのですか。今この場で新築移転についての採決をしたら間に合わない。間に合わないなんて説明一つもないじゃないですか。おくれたら間に合わない可能性があるという話があったのであって、あたかも今決めないと間に合わないかのような、そんな市民の判断を迷わせるようなこと言ったらいけないと思いますよ。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 今、方向が出せないようなことで最終結論が出せますか。(「新築移転するかどうかの判断」と呼ぶ者あり) いや、そんな話はしていませんよ。そんな議論がまだできてないから2種類の考え方を絞り込んでいきましょうと言っているのです。それは4つの中の一つにしましょうという話でしょう。例えば新築の部分に関して。(「**新築移転なくてもまたいろいろ(聞きとり不能)**」と呼ぶ者あり) いやいや、じゃあ残ってしまうじゃないですか、3つの案が。少なくとも今の我々の提案の中では。(「**(聞きとり不能) 一歩前進しようというのがあなたの(聞きとり不能)**」と呼ぶ者あり) いやいや、そんな我々は執行部の案が正しいからということで議論を進めているわけじゃないのです。4つの案が本当に理にかなった、市民に提案するあるべき姿かということを議論しているのであって、それを一つ一つ検証して絞っていくためには、今2つある系統の中のどちらかの系統を考える、その一つの考え方が現本庁舎耐震改修、新築という考え方が2つあるからどちらかの考え方の中で深めていきましょうというのが何がおかしいのか。それ以上私は棕田委員が言っておられることには理解ができません。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 新築移転でいくのか新築移転でいかない方法でいくのか2つに一つじゃないですか。あたかも、ここを使うか使わないかだけが選択肢にしかないかのような、そういう設定自体がおかしいじゃないですか。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 もともと住民投票はここ現在地、現庁舎を耐震改修して一部増築ということがあって、皆さん方は住民投票を尊重したらということをおっしゃるから、この現在本庁舎をどうするのかということを言っているのですよ。その部分を……。(**「(聞きとり不能) ってどうするのか」と呼ぶ者あり**) その部分を諮らずして皆さん方がこの新築移転ということを言われること自体が私はおかしいと思いますよ。

中西照典 委員長 伊藤委員から手が挙がっていますけど、先ほど来、この話は第1回のこの特別委員会が開かれたときからこの話はずっと平行線です。どこまでいってもやはりこれに結論が出るように私は思いません。今回、第23回の委員会を開いていても、やはりその議論は第1回のころと全く変わっておりません。やはりできたのは僕は一応委員長として提案した、この本庁舎をどうしよう、耐震改修していくのか、そうでなくてやはり新築がいいのか、まずその点で議論をしてくださいと私は何回もしました。つまり、この本庁舎をずっと使っていくのがいいのか、そうでないのがいいのかということをやってきました。先ほど申しましたけども、この市庁舎整備の専門家委員会が25年の1月にこの委員会で設立して、25年11月に市庁舎整備の推進本部が市庁舎整備の全体構想を出しました、素案を。その間、内容もずっと委員会では説明を聞きながらきているわけです。ですから、その内容は皆さん、内容については聞いていただいております。それをもとにしてこの庁舎をどうするのがいいのかっていうのは話してきました。その中には先ほどのようにさかのぼっているいろいろ出てきましたけども。

委員長の判断としましては、この機会を逃しては、やはりこの三者三様が四者あるのかしれませんけど、全く意見の歩み寄りが行われるとは思いません。ですから、私が先ほど提案しま

した、まずは本庁舎の耐震改修について採決を行いますので賛成の方の挙手を求めます。もう一度いきます。**(発言する者あり)** 本庁舎の耐震改修について採決を行います。賛成の方の挙手を。**(発言する者あり)** 採決を行うことに対して賛成の方。耐震改修の案についての、まずそれを改修について、提案することについて、わかりますか。だから、もう一度、本庁舎の耐震改修について採決を行います。諮ることを提案しますと。済みません、本庁舎の耐震改修について諮ることを提案します。**(発言する者あり)** それは確認。

勝井次長。

- 勝井節朗 市議会事務局次長 採決することを諮る必要はないと思いますけども。何について諮るかという提案は要るかと思いますけども。

中西照典 委員長 じゃあ、ちょっと私の提案の仕方が悪かったようです。

本庁舎の耐震改修についての提案を行います。諮ることについての提案を行います。もう一度済みません。

有松委員。

有松数紀 委員 ある程度議論は詰まったということで議論はもう終結していただいて、それで採決に入りますと。委員長が言われておるように、この現在本庁舎を耐震改修することに賛成の方とはという流れで聞かれたらそれでいいじゃないですか。

中西照典 委員長 勝井事務局次長。

- 勝井節朗 市議会事務局次長 ちょっと委員長の採決がされたいことの文言をちょっと整理したいと思うので、ちょっと休憩を入れていただけますか。

中西照典 委員長 ちょっと委員長が不手際で混乱していますので、一時休憩します。再開は6時20分とします。

午後6時06分 休憩

午後6時21分 再開

中西照典 委員長 それでは委員会を再開いたします。それでは、先ほど混乱いたしましたけども、これは委員長が申しわけなく思っております。

それでは、お諮りします。現鳥取市役所本庁舎の耐震改修を行うことについて挙手により採決します。**(発言する者あり)** お諮りします。現鳥取市本庁舎を耐震改修することに賛成の方の挙手を求めます。**(「強行採決反対」と呼ぶ者あり)** 改めて言います。お諮りします。現鳥取市本庁舎を耐震改修することに賛成の方の挙手を求めます。**(「持ち帰らせてください」「強行採決反対」と呼ぶ者あり)**

挙手なし

挙手ゼロであります。したがって、現鳥取市市役所本庁舎を耐震改修することを否決されました。挙手ゼロであります。したがって、現鳥取市役所本庁舎を耐震改修することは否決されました。**(「強行採決反対」と呼ぶ者あり)** 以上であります。

以上をもちまして、鳥取市庁舎整備に関する調査特別委員会第23回をこれで閉会いたします。

午後 6 時23分 閉会